

第七十一回国会 衆議院 商工委員会

(五九〇)

昭和四十八年六月二十日(水曜日)
午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 浦野 幸男君

理事

稻村佐近四郎君

理事

田中 六助君

理事

山田 久就君

理事

中村 重光君

理事

稻村 利幸君

理事

越智 伊平君

理事

篠山茂太郎君

八田 貞義君

上坂 昇君

竹村 幸雄君

渡辺 三郎君

宮田 早苗君

加藤 清政君

佐野 進君

藤田 高敏君

野間 友一君

玉置 一徳君

西村 直己君

岡田 哲兒君

加藤 清一君

渡辺 信人君

宮田 早苗君

出席国務大臣

委員の異動

六月二十日

辞任 小宮 武喜君
補欠選任 玉置 一徳君

本日の会議に付した案件

ことにかんがみ、輸出硫安売掛金經理臨時措置法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

輸出硫安売掛金經理臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出第九八号)大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出第一〇九号)工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 雑則(第十五条・第十七条)

第四章 罰則(第十八条・第二十一条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 雑則(第十五条・第十七条)

第四章 罰則(第十八条・第二十一条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 雑則(第十五条・第十七条)

第四章 罰則(第十八条・第二十一条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 雑則(第十五条・第十七条)

第四章 罰則(第十八条・第二十一条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罰則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罰則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罰則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罰則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罰則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罰則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罰則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罰則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罚則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罰則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罰則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罰則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罰則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罰則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罚則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罰則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罰則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

第四章 罫則(第二十条)

附則

第一章 総則(目的)

第二章 活動の調整(第三条・第十四条)

第三章 零用金の支給(第十九条)

るとともに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

5 通商産業大臣は、前項の規定による届出がつたときは、通商産業省令で定めるところにより、その届出に係る建物に係る第二項又は第三項の公示がその効力を失う旨の公示をしなければならない。

6 通商産業大臣は、その店舗面積が基準面積未満となつた大規模小売店舗について第四項の規定による届出がない場合において、必要があると認めるときは、その大規模小売店舗につき前項の規定の例により公示をすることができる。

7 第一項に規定する建物の新設をする者は、第一項又は第三項の公示があつた後でなければ、その建物の全部又は一部を、基準面積をこえて小売業を営むための店舗の用に供し、又は供させてはならない。

8 第一項の規定について、屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によつて二以上の部分に隔てられてゐるときは、その隔てられたそれぞれの部分）及び通路によつて接続され、機能が一体となつてゐる二以上の建物は、これを一の建物とし、その建物に附属建物があるときは、これをあわせたものをもつて一の建物とすらる。

（大規模小売店舗における小売業の営業開始等の制限）

第四条 大規模小売店舗においては、その大規模小売店舗について前条第二項又は第三項の公示がされた日から六月を経過した後でなければ、何人も、新たに小売業を営んではならない。

2 前条第二項又は第三項の公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該大規模小売店舗における店舗面積を増加してはならない。（大規模小売店舗における小売業者の届出）

第五条 大規模小売店舗において小売業を営もう

とする者は、大規模小売店舗ごとに、その営業の開始の日（以下「開店日」という。）の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 大規模小売店舗の所在地

三 開店日

四 店舗面積

2 第三条第二項又は第三項の公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、その公示の日から二月以内に、前項第一号、第二号及び第四号の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、通商産業省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

（開店日の繰上げ等の届出）

第六条 前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る開店日の繰上げをしようとするときは、繰上げ後の開店日の四月前までに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（前二項の規定による届出には、通商産業省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。）

2 前条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る店舗面積の増加をしようとするときは、店舗面積を増加する日の四月前までに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（大規模小売店舗における小売業の営業開始等の制限）

第四条 大規模小売店舗においては、その大規模小売店舗について前条第二項又は第三項の公示がされた日から六月を経過した後でなければ、何人も、新たに小売業を営んではならない。

2 前条第二項又は第三項の公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該大規模小売店舗における店舗面積を増加してはならない。

（変更報告）

第七条 通商産業大臣は、第五条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る大規模小売店舗の周辺の人口の規模及びその推移、中小小売業の近代化の見通し、他の大規模小売店舗の配置及び当該他の大規模小売店舗における小売業の現状等の事情を考慮して、その届出に係る事

項が実施されることによりその届出に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかを審査し、そのおそれがあると認めるときは、大規模小売店舗審議会の意見をきいて、その届出を受理した日から三月以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る開店日を繰り下げる又は店舗面積を減少すべきことを勧告することができる。

大規模小売店舗審議会は、前項の規定により意見をきかれた場合において、その意見を定めようとするときは、その大規模小売店舗の所在地がその地区内にある商工会議所又は商工会の意見及び通商産業省令で定めるところにより申出をした者の意見をきかなければならない。

2 通商産業大臣は、前条第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、同項に規定する事態が生じ、中小小売業の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとときは、大規模小売店舗審議会の意見をきいて、その届出を受理した日から四月以内に限り、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る開店日を繰り下げ、又は店舗面積を減少すべきことを命ずることができる。

3 前条第二項の規定は、前項の規定により大規模小売店舗審議会が意見をきかれた場合に準用する。

（改善勧告）

第十一条 通商産業大臣は、大規模小売店舗における小売業者の顧客の送迎その他の営業に関する行為がその大規模小売店舗における小売業の事業活動を通じてその周辺の中小小売業の事業活動に影響を及ぼすおそれがある場合において、その中小小売業の維持育成を図るために必要な措置があると認めるときは、その営業に関する行為を行なつてはいる小売業者に対し、その営業に関する行

動に影響を及ぼすおそれがある場合において、その中小小売業の維持育成を図るために必要な措置があると認めるときは、その営業に関する行為を行なつてはいる小売業者に対し、その営業に開ける行

業省令で定める日数以上であるときは、この限りでない。

3 大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、その閉店時刻の繰り下げ又は休業日数の減少をしようとするときは、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、繰り下げ後の閉店時刻が第一項の通商産業省令で定める時刻以前であるとき、若しくは減少後も休業日数が前項の通商産業省令で定める日数以上であるとき、又は閉店時刻の繰り下げ若しくは休業日数の減少が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

4 第七条の規定は前三項の規定による届出に、前条の規定は前項の規定による届出に係る勧告には、それが準用する。この場合において、第七条第一項及び前条第一項中「開店日を繰り下げ、又は店舗面積を減少すべきこと」とあるのは、「閉店時刻を繰り上げ、又は休業日数を増加すべきこと」と読み替えるものとする。

（改善勧告）

第十二条 通商産業大臣は、大規模小売店舗における小売業者の顧客の送迎その他の営業に関する行為がその大規模小売店舗における小売業の事業活動を通じてその周辺の中小小売業の事業活動に影響を及ぼすおそれがある場合において、その中小小売業の維持育成を図るために必要な措置があると認めるときは、その営業に関する行為を行なつてはいる小売業者に対し、その営業に開ける行

動に影響を及ぼすおそれがある場合において、その中小小売業の維持育成を図るために必要な措置があると認めるときは、その営業に関する行為を行なつてはいる小売業者に対し、その営業に開ける行

小売業の近代化その他の小売業の事業活動の円滑な遂行に支障を及ぼすことのないよう配意しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第十二条 第五条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、第六条第一項又は第二項の規定による届出を要する場合を除き、その届出に係る第五条各号に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第九条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る閉店時刻の繰上げ又は休業日数の増加をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(承継)

第十三条 第五条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しは合併により設立した法人は、その届出をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により第五条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から一月以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(営業の停止)

第十四条 通商産業大臣は、大規模小売店舗における小売業者が第四条、第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項若しくは第九条第一項から第三項までの規定に違反し、又は第八条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したときは、その小売業者に対し、一年以内の期間を定めてその

小売業の営業の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、第三条第一項に規定する建物で同条第二項または第三項の公示がされていないものにおける小売業者が、その建物が明らかに同条第一項に規定する建物に該当することを知つていると認められる場合において、その者

の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、その小売業者に対し、一年以内の期間を定めてその小売業の営業の全部又は一部を停止するべきことを命ずることができる。

(第三章 雜則)

第十五条 通商産業大臣は、第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出があつたときは、

その届出に係る開店日、店舗面積その他その大規模小売店舗における小売業の事業活動に対応してその周辺の中小小売業の近代化を行なうに際し参考となる事項で通商産業省令で定めるものを、その大規模小売店舗の所在地がその地区内にある商工会議所又は商工会に通知するものとする。

(報告及び立入検査)

第十六条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めることにより、第三条第一項に規定する建物を設置する者若しくは大規模小売店舗における小売業者に対し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは店舗に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(異議申立ての手続における聴聞)

第十七条 通商産業大臣は、第八条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む。)又は第

十四条の規定による命令についての異議申立てがあつたときは、異議申立て人に対し、相当な期間をもいて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、異議申立て人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見述べる機会を与えるなければならない。

(第三条 百貨店法の廃止)

第二条 百貨店法(昭和三十一年法律第百十六号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際前条の規定による廃止前の百貨店法(以下「旧法」という。)第三条又は第六条第一項の許可の申請をしている者の当該申請に関する旧法第三条、第五条、第六条、第二十条、第二十一条及び第二十四条の規定に係る事項については、なお従前の例による。この場合において、旧法第五条第二項及び第三項中「百貨店審議会」とあるのは、「大規模小売店舗審議会」とする。

第四条 この法律の施行の際第三条第一項に規定する建物を設置している者(小売業を営むための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部を設置している者を除く。以下同じ。)は、この法律の施行の日から起算して一月以内に、その建物の見やすい場所に通商産業省令で定めるところにより同項の表示を掲げるとともに、当該建物に届け出なければならない。ただし、当該建物を設置している者が二人以上である場合においては、これらの者の全部が、又はその一部が共同して当該表示を掲げるとともに、当該届出を行なうことができる。

2 前項の規定による届出は、第三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による届出とみなす。

3 この法律の施行の際第三条第一項に規定する建物を設置している者は、同条第二項又は第三項の公示があつた後でなければ、その建物の全部又は一部を、この法律の施行の際供し又は供されている店舗面積をこえて小売業を営むための店舗の用に供し、又は供させてはならない。

第五条 第四条の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

て、その店舗につき、この法律の施行の際旧法第三条若しくは第六条第一項の許可を受けているもの又は附則第三条の規定により従前の例によることとされる旧法第三条若しくは第六条第一項の許可を受けたものについては、第五条第一項の規定は、適用しない。

2 前項に規定する者は、第六条第一項若しくは第二項、第十二条第一項又は第十三条の規定の適用については、当該店舗につき第五条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

3 この法律の施行の際第三条第一項に規定する建物において小売業を営んでいる者であつて、その店舗につきこの法律の施行の際旧法第三条の規定による届出をしたものとみなす。

4 前項に規定する者は、第六条第二項、第十二条第一項又は第十三条の規定の適用については、当該店舗につき第五条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

5 この法律の施行の際第三条第一項に規定する建物において小売業を営んでいる者であつて、その店舗につき、この法律の施行の際旧法第六条第一項の許可を受けているもの又は附則第三条の規定により従前の例によることとされる旧法第六条第一項の許可を受けたものについては、第六条第二項の規定は、適用しない。

第六条 第二項中「店舗面積を増加する日の四月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

第七条 第二項に規定する第五条第一項の規定は、前条の規定により同条に規定する者に適用することとされる第六条第一項若しくは第二項の規定による届出については、第七条第一項の規定は、適用しない。

第八条 この法律の施行の日から起算して四月を経過する日までに大規模小売店舗において小売業を営む者（旧法第二条に規定する百貨店業を営む者を除く。）に関する第六条第一項の規定の適用については、同項中「その営業の開始の日（以下「開店日」という。）の四月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

第九条 附則第七条の規定により同条に規定する者に適用することとされる第五条第一項の規定は、前条の規定により同条に規定する者に適用することとされる第六条第一項若しくは第二項の規定による届出については、第七条第一項の規定は、適用しない。

第十一条 附則第四条第三項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のよう改正する。

第十五条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のよう改正す

（登録免許税法の一部改止）

第十四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のよう改正する。

別表第一中第三十二号を次のよう改める。

三十一 削除

（通商産業省設置法の一部改止）

第十五条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のよう改正す

る。

第四条第一項第三十号を次のよう改める。

三十 大規模小売店舗における小売業に関する必要な命令をすること。

第九条第八号中「百貨店業」の下に「その他大規模小売店舗における小売業」を加える。

第二十五条第一項の表中百貨店審議会の項を次のように改める。

大規模小売店舗における小売業を加える。

第二十五条第一項の表中百貨店審議会の項を次のように改める。

百貨店業その他の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する重要な事項を調査審議すること。

第十六条 中「百貨店法（昭和三十一年法律第一百六号）第六条第一項に規定する百貨店業者」とを「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第十九号）」の一部を次のよう改正する。

第十七条 中「百貨店法（昭和三十一年法律第一百六号）第六条第一項に規定する百貨店業者」とを「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第十九号）」の一部を次のよう改正する。

第十八条 中「百貨店法（昭和三十一年法律第一百六号）第六条第一項に規定する百貨店業者」とを「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第十九号）」の一部を次のよう改正する。

第十九条 中「百貨店法（昭和三十一年法律第一百六号）第六条第一項に規定する百貨店業者」とを「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第十九号）」の一部を次のよう改正する。

第二十条 中「百貨店法（昭和三十一年法律第一百六号）第六条第一項に規定する百貨店業者」とを「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第十九号）」の一部を次のよう改正する。

第二十一条 中「百貨店法（昭和三十一年法律第一百六号）第六条第一項に規定する百貨店業者」とを「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第十九号）」の一部を次のよう改正する。

第二十二条 中「百貨店法（昭和三十一年法律第一百六号）第六条第一項に規定する百貨店業者」とを「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第十九号）」の一部を次のよう改正する。

第二十三条 中「百貨店法（昭和三十一年法律第一百六号）第六条第一項に規定する百貨店業者」とを「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第十九号）」の一部を次のよう改正する。

第二十四条 中「百貨店法（昭和三十一年法律第一百六号）第六条第一項に規定する百貨店業者」とを「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第十九号）」の一部を次のよう改正する。

第二十五条 中「百貨店法（昭和三十一年法律第一百六号）第六条第一項に規定する百貨店業者」とを「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第十九号）」の一部を次のよう改正する。

○中曾根国務大臣 輸出硫安売掛金經理臨時措置法を廃止する法律案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

輸出硫安売掛金經理臨時措置法は、昭和三十八年法律第 号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗において小売業を営む者

年六月に、当該懸念とされた輸出硫安売掛金問題を解決して硫安工業の再建の基礎を確立するに改める。

ため制定された法律であります。

硫安につきましては、昭和二十九年以来、肥料二法すなわち臨時肥料需給安定法、硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法に基づき、政府が国内価格を決定するとともに、日本硫安輸出株式会社を通ずる一手輸出体制をとつたのであります。また、その差額が硫安生産業者の輸出価格が下落するに伴い、この売り掛け金は年々増加し、昭和三十七年十二月末において二百十五億円に達したため、これを商法の規定に基づき、回収格が下落するに伴い、この売り掛け金として一期に償却させることとすると、硫安生産業者の經營上大きな負担となつて、その再建にも支障を来たすおそれが生ずるに至りました。

そこで、昭和三十七年十二月に閣議決定された硫安工業対策の一環として、輸出硫安売り掛け金を貸借対照表の資産の部に計上し、十年以内に繰り延べ償却することができるとして輸出硫安売掛け金の貸借対照表の資産の部に計上し、十年以内に繰り延べ償却として逐次償却が行なわれ、本年三月末をもつてすべて完了することとなり、この間、硫安工業は、同法の施行を含めた政府の施策と関係業界の努力により、アンモニアの多角的利用等、所期の目的である体质改善を達成したのであります。

同法は、施行の日から十年以内に廃止するものとするとされていましたが、以上申し上げたように、その目的が達せられるに至ったと考えられますので、ここに同法を廃止する法律案を提案いたしました次第であります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

わが国の小売商店数は、百四十万店をこえ、そこに働く人々も約四百五十万人に達しておりますが、大部分の商店はきわめて零細であるので、百貨店、スーパー等の大規模な小売店の進出によつて著しい影響を受ける場合が少なくありません。

このため、昭和三十一年には、小売業における当時唯一の大企業であつた百貨店業を対象として、その事業活動を調整し、もつて中小商業の事業活動の機会を確保することを目的として、百貨店法が制定されたのであります。以来十数年を経過し、一方では消費者利益確保の要請が高まるとともに、他方では百貨店以外にもスーパー、ショッピングセンター等の大規模小売店舗が出現する等、小売業を取り巻く環境は著しく変化するに至つております。また、経済の国際化に伴い、流通業の資本自由化も強く要請されるに至っております。

政府は、このような情勢の変化に対応した百貨店等の大規模な小売店と中小小売店との事業活動の調整のあり方について、かねてから産業構造審議会にはかゝっておりましたところ、昨年八月、法改正の方向について答申を受けたのであります。本法案は、この答申の示した方向に沿つて、関係者の意見を十分吸収しつつ作成したものであります。なお、改正内容が多岐にわたつたので、新法の制定、百貨店法の廃止という形式をとることとしております。

次に本法案の要旨を御説明いたします。

第一は、現行百貨店法の中小商業の事業活動の

機会の確保という目的に、配慮事項として「消費

者の利益の保護」を加えるものとしていることであります。

すなわち、消費者物価の上昇、消費者

欲求の多様化、高級化という社会的情勢への対応に配慮すべきことを規定したものであります。

第二は、同一建物内の店舗面積の合計が基準面積をこえるものを大規模小売店舗として公示するものとし、これに入居するすべての小売業者を規制対象とすることとしたことであります。これにより、従来の百貨店に加えて、大型スーパー、ショッピングセンター等が大規模小売店舗内的小売業者として把握されることとなるのであります。

第三は、現行百貨店法が採用している許可制を届け出、審査、勧告、命令という体系に改めることとしたことであります。この新しい制度のもとでは、大規模小売店舗において小売業を営もうとする者の届け出があつた場合には、通商産業大臣はその地域の人口の推移、中小小売業の近代化の見通し等を勘案して審査を行ない、中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、店舗面積の削減、営業開始時期の繰り延べ等について勧告、命令を行なうこととし、これに違反した者に対しては、現行百貨店法の無許可営業以上の罰則を課すとともに、営業停止をも命じ得ることとしております。

以上が、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○浦野委員長

以上で提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることいたしました。

○浦野委員長 内閣提出、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この法律案は、現行百貨店法の中小商業の事業活動の調整に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

この法律案は、現行百貨店法の中小商業の事業活動の調整に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松尾信人君。

○松尾委員 昨日から工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案の審議が始まつたわ

けでありますけれども、このような工場立地の問題を論ずる前に、現在公害に關していくいろいろの問題が発生しております。環境破壊の問題、そして工場設置につきましても、地域における話し合いで非常に重大になつております。現在のこのよう

な問題を政府としましてはしっかりと解決していく

んだというのがまず基本的に一番大事ではなから

うか、このように思ひわけであります。現在のい

ろいろの問題を未解決のままにいろいろの法律等

ができるとしても、それは問題の解決をさらに延ば

すだけであり、問題を複雑にするだけであり、地

域社会との話し合いといふものはなかなかできが

たい、このようにも思ひのであります。

そういう立場からまず通産行政といふものとな

がめますと、何としても、工場排水の問題、大

気汚染の問題等、いま社会問題となつておるいろ

いろの問題を積極的に解決していくこうといふ基本

的な姿勢が一番大事である、このように思ひわけ

ありますけれども、大臣のお考えはいかがですか。

○中曾根国務大臣 私も同感でございます。一九六〇年代の高度成長の結果と申しますか、とにかく公害問題がここに大きく現出いたしまして、いまそのあと始末に追われているというものが現状であるだらうと思いますが、これらの問題を一つ一つシラミつぶしに解決するとともに、将来にわたり、大規模な小売店の出現により中小小売業者がこうむる不測の被害を未然に防止するとともに、消費者利益の確保にも十分配慮したものであります。なお、改正内容が多岐にわたつたので、新法の制定、百貨店法の廃止という形式をとることとしております。

次に本法案の要旨を御説明いたします。

第一は、現行百貨店法の中小商業の事業活動の

調整に関する法律案につきまして、その提案

理由及び要旨を御説明いたします。

わが国の小売商店数は、百四十万店をこえ、そ

こに働く人々も約四百五十万人に達しておりますが、大部分の商店はきわめて零細であるので、百

貨店、スーパー等の大規模な小売店の進出によつて著しい影響を受ける場合が少なくありません。

このため、昭和三十一年には、小売業における

当時唯一の大企業であつた百貨店業を対象とし

て、その事業活動を調整し、もつて中小商業の事

業活動の機会を確保することを目的として、百

貨店法が制定されたのであります。以来十数年を経

過し、一方では消費者利益確保の要請が高まる

とともに、他方では百貨店以外にもス

ーパー、

ショッピングセンター等の大規模小売店舗が出現

する等、小売業を取り巻く環境は著しく変化する

に至つております。また、経済の国際化に伴い、流通

業の資本自由化も強く要請されるに至つております。

政府は、このような情勢の変化に対応した百貨

店等の大規模な小売店と中小小売店との事業活動

の調整のあり方について、かねてから産業構造審

議会にはかゝっておりましたところ、昨年八月、法

改正の方向について答申を受けたのであります。

本法案は、この答申の示した方向に沿つて、関

係者の意見を十分吸収しつつ作成したものであります。なお、改正内容が多岐にわたつたので、新法の制定、百貨店法の廃止という形式をとることとしております。

次に本法案の要旨を御説明いたします。

第一は、現行百貨店法の中小商業の事業活動の

調整に関する法律案につきまして、その提案

理由及び要旨を御説明いたします。

わが国の小売商店数は、百四十万店をこえ、そ

こに働く人々も約四百五十万人に達しておりますが、大部分の商店はきわめて零細であるので、百

貨店、スーパー等の大規模な小売店の進出によつて著しい影響を受ける場合が少なくありません。

このため、昭和三十一年には、小売業における

当時唯一の大企業であつた百貨店業を対象とし

て、その事業活動を調整し、もつて中小商業の事

業活動の機会を確保することを目的として、百

貨店法が制定されたのであります。以来十数年を経

過し、一方では消費者利益確保の要請が高まる

とともに、他方では百貨店以外にもス

ーパー、

ショッピングセンター等の大規模小売店舗が出現

する等、小売業を取り巻く環境は著しく変化する

に至つております。また、経済の国際化に伴い、流通

業の資本自由化も強く要請されるに至つております。

政府は、このような情勢の変化に対応した百貨

店等の大規模な小売店と中小小売店との事業活動

の調整のあり方について、かねてから産業構造審

議会にはかゝっておりましたところ、昨年八月、法

改正の方向について答申を受けたのであります。

本法案は、この答申の示した方向に沿つて、関

係者の意見を十分吸収しつつ作成したものであります。なお、改正内容が多岐にわたつたので、新法の制定、百貨店法の廃止という形式をとることとしております。

次に本法案の要旨を御説明いたします。

第一は、現行百貨店法の中小商業の事業活動の

調整に関する法律案につきまして、その提案

理由及び要旨を御説明いたします。

わが国の小売商店数は、百四十万店をこえ、そ

こに働く人々も約四百五十万人に達しておりますが、大部分の商店はきわめて零細であるので、百

貨店、スーパー等の大規模な小売店の進出によつて著しい影響を受ける場合がなく

ります。

そこで私は大臣にお話し申し上げたい、また大臣

に速急な対策をとつていただきたい、こういうよ

うに思つておりますので、きょうはあえてその

問題に触れませんけれども、何としても公害企業

の責任といふものを明確にしていく必要がある。

やれ三百何十トンの水銀がどうだとか、あそこは

八十何トンの水銀がどうだとかいうような御調査

も、通産省のほうにおいてはできております。お

りますけれども、そのような調査、そしてその責

任の帰属、そういうものを一つ一つ明確にしなが

ら、地域におけるそのような公害から起つてく

るいろいろの被害といふものを解決していく方向

に向かわなくちやならないのじゃないか。あらゆる

公害の源泉といふものはやはり工場であります。

その工場の監督指導というものは通産行政の基本

であります。とするならば、早くそのような

点を追及して、企業責任を明確にして、そして生

活に困る現地の人々に適切な対策の手を伸べてい

く必要があると思うのですけれども、大臣いかが

でしゃうか。

○中曾根国務大臣 楽説のようになつて、いつもの

原因を究明するとともに、周囲に対する患者の発見、

それらに対する医療救護あるいは補償、そういう

ことを的確に、シラミつぶしにやついていきながら、

同時に将来にわたつての予防措置、いろいろ公害

関係から見た技術開発、そういう面についても私

たちは大いに努力する必要があると思ひます。

○松尾委員 個々のいろいろな問題を解決してい

きたい、そのような問題を残しては相ならぬとい

う大臣の御答弁であります。私もそのとおりだ

と思うのであります。しかし、そのような大臣の

御答弁でありますけれども、現実には公害とい

うなつておりますこの電源立地の問題にいたしまし

ても、結局地域が反対するので、せっかく大臣のほうで承認なされたそのようなものも、何年も実現できない。そこには今度は強行的な着手といらものが行なわれておる。そして問題がこじれまして、しいて言うならば、工場と地域住民、通産行政と地域住民といふものが隔離と申しますか、意思の疎通を欠いておる。この法案におきまして、環境といふものを非常に大事にされまして、地域住民の納得といふものが大きな前提になつておるわけですから、そういう点から言いますれば、このような法律ができたから地域住民が納得するのじゃなくて、現在どうしようもない、困つておる現実の公害といふものをいまおっしゃいましたとおりに一つ一つ解決をして納得させれば、私は地域住民との対話は非常に円満に行なわれるであろう、こう思ひます。それがなされなくては、いかなる法律ができましてもそれはやはり砂上の楼閣でありまして、地域住民の心から納得といふものは得られない。得られないところに法の円満なる遂行といふものはなされない、このよう強く思います。これは遂行していくく機関といふものは局長中心であります、局長もいまだ大臣のお答えを受けて、どのように今後腹をきめてやつていこうとするが、まず、その決意というものを局長から聞いておきたいと思います。

○青木政府委員 ただいま大臣から御答弁申し上げましたような方針に沿いまして、私どもとしては万全の方策を重ねてまいりたいと考えます。

○松尾委員 環境保全長期ビジョンの中間報告が発表されております。その中に、「環境破壊は、確かにここ数年来急速に激化してきたが、今日の深刻な事態も、芽生えの段階で適切な対策をうつていれば、避けられたものもあるであろう。」このように指摘をしておるのであります。この文章は短くござりますけれども、何事につづましても、政府のとつべきたり向きの姿勢といいますか、あと追い行政といいますか、これがこの環境保全長期ビジョン中間報告の中にはつきり指摘されておると思います。でありますから、この産業政策と

ものが行なわれておる。そして問題がこじれまして、しいて言うならば、工場と地域住民、通産行政と地域住民といふものが隔離と申しますか、意思の疎通を欠いておる。この法案におきまして、環境といふものを非常に大事にされまして、地域住民の納得といふものが大きな前提になつておるわけですから、そういう点から言いますれば、このような法律ができたから地域住民が納得するのじゃなくて、現在どうしようもない、困つておる現実の公害といふものをいまおっしゃいましたとおりに一つ一つ解決をして納得させれば、私は地域住民との対話は非常に円満に行なわれるであろう、こう思ひます。それがなされなくては、いかなる法律ができましてもそれはや

○中曾根国務大臣

環境政策といふものが公害問題等にかんがみまして非常に大きな問題であるといふことは私もよく認識しております。最近エコロジーといふよくな學問も発達してまいりました。

○松尾委員 判決を見てからということでありま

すけれども、この米最高裁の判決確定の要旨は、

○中曾根国務大臣

環境基準を設定するといふことは思ひませんけれども、

環境政策の長期的な目標が環境資源の消費を最小にするという点にあるならば、こうした施設の根本には人間活動なかんずく生産活動および消費活動の適切な制御といふ施策がなければならぬ。「このように述べておるのであります。この点について、大臣、どのようにお考えになりますか。

○中曾根国務大臣

環境政策といふものが公害問題等にかんがみまして非常に大きな問題であるといふことは私もよく認識しております。最近エコロジーといふよくな學問も発達してまいりました。

○松尾委員 判決を見てからということでありま

すけれども、この米最高裁の判決確定の要旨は、

○中曾根国務大臣

環境基準を設定するといふことは思ひませんけれども、

環境政策の長期的な目標が環境資源の消費を最小にするという点にあるならば、こうした施設の根本には人間活動なかんずく生産活動および消費活動の適切な制御といふ施策がなければならぬ。「このように述べておるのであります。この点について、大臣、どのようにお考えになりますか。

わが国におきましては、公害対策基本法第九条に「人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」を政府が定めるものとしており、昨今、硫酸化物及び空気酸化物については十分な安全率を見込んだ、世界でも類を見ないきびしい環境基準が設定されたところでありまして、これらの環境基準の達成のため全力を傾けてまいる所存でございます。

○松尾委員 判決を見てからということでありま

すけれども、この米最高裁の判決確定の要旨は、

○中曾根国務大臣

環境基準を設定するといふことは思ひませんけれども、

○中曾根国務大臣

環境政策の長期的な目標が環境資源の消費を最小にするという点にあるならば、こうした施設の根本には人間活動なかんずく生産活動および消費活動の適切な制御といふ施策がなければならぬ。「このように述べておるのであります。この点について、大臣、どのようにお考えになりますか。

○松尾委員 判決を見てからということでありま

すけれども、この米最高裁の判決確定の要旨は、

○中曾根国務大臣

環境基準を設定するといふことは思ひませんけれども、

○中曾根国務大臣

環境基準を設定するといふことは

うしても環境基準以下の地域、そこに工場が入つていいと思うのです。環境基準以上の、非常にもうそこまでいろいろ汚染されておる、そういうところでは、なかなかもう進出の余地がない。そうすると、非常に汚染されておる、環境基準すればそれとかなんとかいうときには、今度は個別的に会社、工場により以上のきびしい条件が付されてしまうと思います。出でいく工場というの

は、環境基準以下のところにまずどんどん進出していくであろう、このように思うわけがありますが、そろしますと、そこがまたいまは環境基準以下でありますけれども、やがてそれが工場の進出につれてだんだんだんだんと基準に近くなり、あるいは越えていく、こういう問題が起こってくるわけありますけれども、そういう意味から環境汚染度といふものを常に測定をし、常に工場設置の第一前提要件として政府といふものは知つておらないと、いたずらに工場がかつて出ていく、出でいった場合にまた環境基準とその問題が起つてくるということがあると思うのですけれども、この環境汚染度の測定の問題、これをどのようにお考えになつておるか。環境基準以下に抑制

るわけであります。その点はいかがですか。あらかじめ環境汚染といふものをきちっと測定してお

く、それについての考え方はどうですか。

○河野説明員 環境大気における汚染の状態を把握するために常時監視体制を整備しておるわけであります。その監視測定の責任は、都道府県、それから政令で定める市がその責任をもつて監視測

定することになりますし、その監視測定体制の整備につきましては国も助成をいたしました

て、緊急度の高いところから整備いたしておるわけであります。そして環境基準と環境大気の汚染の状態を測定しまして防止対策を効果的に進めていくよう行政を運用しておるわけでござります。

○松尾委員 せつからくの調査でありますから、それを行政の上に生かして問題が起きないようにする、こうしたことですね。これはしっかりとやつてもらひませんと、調査は調査といふものに終わつて、次の打つ手とつながつていよいよな感じで、だから公害が次々と発生をしていくというふうに思つてあります。これはしっかりとやってください。

それから次は、工場立地政策の問題でありますけれども、これは三十年ころより産業合理化政策の一環として、既成工業地帯もそうであります

が、太平洋ベルト地帯、そういうところにどんどん工場が出ていった。そしてどうもそれが企業サ

イドである、地域住民に対する配慮が、その出でいく企業といふものにおいてなされていなかつた

といふようなことを強く感じるのでありますけれども、結局この工場の適正配置を欠いておった、

企業の無秩序な立地といふものが容認されてきて、現在都道府県におきまして十分その体制を整えるよう準備中といふふうに私どもは了解しております。したがいまして、私どものほうといつた

しましては、そういう汚染度の測定を踏まえまして、きびしい環境基準に十分耐えられるような工場しか進出を認めないような指導をしてまいりました

○松尾委員 当然でありますけれども、その地域は、工場適地のインフォームーションといいます

かね、そういうものを指摘する、そういうふうな機能だけではなかったのか、このように強く感ず

るわけであります。

今回の改正によりまして、どのよ

うな効果を期待しておるのか、今までの工場立地の調査についてどのような反省をして、そして

その調査といふものをどのように今後生かしてい

うとするのか、この法案といふものはどのような効果を期待しておるのか、このことを聞いてお

るわけでありますけれども、これは局長がいいで

すかね。

○山下(英)政府委員 大綱は御指摘のとおり、従来の工場立地調査に関しては、私ども反省すべき点が多くあると思いますし、また、過去においてもその改善につとめつやつてきたわけでございますが、この際抜本的に改正して、原案を提出しておる次第でございます。もとの法律は三十四年に制定されました、工場立地の調査をやるということでございまして、その場合の主たる目的は、全国にわたって工場の適地を調査する。それは工業用水ですか工場立地条件、輸送、市場との関係等々、日本において工場を立地する場合に、各業種ごとにどういう立地条件が一番よろしいかということを調査し、その調査等もつづけて閲覧に供しておったわけでござります。

しかし、実際には、その場合でも、その当時からそこに工場が立地した場合に、環境なり周囲住民にどういふ影響があるか、公害についてもどうすればいいか、ということも同時に調査しておりますが、実際に工場が立地するといふような場合には、通産省から、その県の係のほうに立地調査の結果を通報して行政としてはやつておったわけでござります。それでは不十分というので、昭和三十六年に一部改正いたしましたが、その改正によって、自今、工場設置の場合には届け出をしてもう届け出制にいたしましたし、事業者、工場当事者が判断する基準を公表する、そういう制度にいたしましたが、そしてさらに、工場の設置場所については政府が勧告するというところまで

の調和といふものは依然として不十分でございま

したので、今回提案いたしておりますのは、むしろ、さらに百尺竿頭一步を進めるために、主眼を

公害除去、環境を破壊しない、周囲の住民と調和

するというところに主眼を置きました、手段とし

ても、勧告だけでは不十分だから変更命令を出せ

るようにしておる、こういう原案にしたわけでござ

ります。

○松屋委員 まあ五年も十年も早く、この法案

で考えておられるようなことをやつておけば、當

然今日のようななせつぱ詰まつたいろいろな社会問

題といふものは起つてとなかった、このよう

私は感じます。過密とか過疎問題、公害問題、そ

ういふもの、そうしてその解決のためにいろいろ

の政府の施策がとられてまいりましたですね。旧全

総、新産都市法、新全総、また農村地域工業導入

促進法、工業再配置促進法、そうしていまや工業

再配置といふものの体制ができ上がつた、このよ

うに思います。このようないろいろの法律、

制度、工場立地のいままでの政府の動向調査、

この政府の工場立地政策といふものの上に、い

ままでの工場立地動向調査といふものがどのよ

うに取り上げられておるか、單なる動向調査にす

りそこには工場が立地した場合に、環境なり周囲住

民にどういふ影響があるか、公害についてもどう

すればいいか、ということも同時に調査しておりますが、実際に工場が立地した場合に、環境なり周囲住

民にどういふ影響があるか、公害についてもどう

すればいいか、ということも同時に調査しておりますが、実際に工場が立地するといふような

場合には、通産省から、その県の係のほうに立地

調査の結果を通報して行政としてはやつておった

わけでござります。それでは不十分というので、昭和三十六年に一部改正いたしましたが、その改

正によって、自今、工場設置の場合には届け出を

してもらひ届け出制にいたしましたし、事業者、

工場当事者が判断する基準を公表する、そういう

制度にいたしましたが、その出でましたが、その改

正によって、自今、工場設置の場合には届け出を

してもらひ届け出制にいたしましたし、事業者、

備せねばならぬとか、あるいはこの地点で工業団地をこういう形でつくるなければならないといふ効果をもたらすこともありますし、反面、大きな立地政策としまして、いま松屋先生御指摘のとおり、各種の立地立法が次々と出てきております。が、最近で申し上げれば、農村地域工業導入促進法も動向調査の結果の一つの立法だと考えております。また、昨年工業再配置促進法の制定を見たわけでございますが、これもまた動向調査の結果だと思います。

大きいと申します。昭和三十年代といふのは、日本列島の太平洋岸地域に生産能率を中心主義のもとに適正立地政策が行なわれた、これが大きな傾向だらうと思います。四十年代に入りましたから、その反省と、先ほどの公害、環境等の問題がより大きく加味されまして、そして過疎対策というのが出てまいりまして、農村との関係、裏日本への移転と、こういう順序になつてきていると感ります。

ジエクトが計画され実行されたのですね。現在もいろいろ計画されておりますけれども、そういう地域では長年にわたって賛否両論がある。そして地域の重大なる問題となつておるわけでありますけれども、その基本的な問題は、何といってもその地域の環境破壊というものにつながつておる、そのように地域住民の人があの頭の中で思ひ込んでおると私は感します。このような不安感は、やはり企業活動の社会的な良心といふものに對する不信感ですね。これは非常に根強いから問題が起るわけありますけれども、このような意見を無視しておる。そうしてやはり企業といふものが自分の思いのままをやるという問題の積み重ねでありますので、ここには強力な政府の指導というものがなければ問題が次々と起こってきてお手あげになるのです。でありますから、政府のき

然とした基本的な姿勢といふものが今後必要だとどうぞうだという問題ではなくて、大規模プロジェクト等は当然でありますけれども、その他の地域に進出するものにつきましても、やはりそこに企業責任といふものを明確にする。社会的な責任、地域を守るという基本的な姿勢、こういうものが絶対必要だと思うのですけれども、取り組み方はどのようにしてそういう問題を解決していくかが問題です。

○山下(英)政府委員 立地問題の要素として大きく二つ分かれますが、通常用地、用水、労働力、原材料、製品の市場等々経済諸要素として立地問題にかつての立地政策が片寄り過ぎておったという点は、先生の御指摘の点がうなづける次第でございます。したがって、今後の方針としましては、むしろ第二の立地上考えるべき環境、周辺との調和、こういう点が立地政策の重点にならうと思います。

このことは政府が政策として助成、誘導、規制によって積極的にやっていくことはもとよりでございますが、私どもの考え方では、企業自身が自分の生産活動をその地でもつて長期的に成功させ发展させていくためには、もはや当然みずから考えなければならない前提条件になつてきておると思ひます。過疎の地帯に工業再配置をしようといふ政府の政策でございますけれども、具体的には、ある一地点に工場を移す場合には、その周辺の環境と調和せすには極端に言えば何事もできない。摩擦が大き過ぎる。東京で払つておつた賃金をそのまま過疎地帯で払つていいかという一つの例をとりましても、必ずしもそうではない。その住民の生活、賃金レベルとの調和といふものが考えられなければなりません。具体的な問題としては山のようにあると思いますが、そういうものを一つ一つ解決して、その地域にとけ込むという基本方針が必要だと考えます。

○松尾委員 そのとおりでありますが企業責任、そういうやはり良心といいますか、あたりまえのことをしていないわけであります。

「これはけさの新聞でありますけれども、製紙工場ですね。「汚水工場、次々に発覚」「富士市、コックで操作の悪質さ」ということでこれに載つておりますけれども、これは見つかったのは氷山の一角にすぎません。でありますから、実際に企業の企業責任、社会的な責任、そうして地域を守っていく、地域とほんとうの意味の共存共栄でいくということをしていこうとするいまのお答えからいいましても、まだまだ現実には、こういう悪質なことが夜間ひそかに行なわれておる。それで、これが結局いろいろの問題を起こして、地域で問題になつて摘発されていく。いよいよこれは疎隔する大きな原因であります。お答えは、地域の環境をよくしていく、そして地域の人々の納得の得られるようにしていく、それが法の基本的な精神でありますよし、もちろんでありますけれども、それが現実には守られておらぬ、こういう現実と法の精神とがうまくいかないというところに現在の大きな問題があるわけであります。これは大臣もしつかりお考えなされまして、腹をきめて、先ほどお答えのとおりに、一つ一つシラミつぶしにやつていくのだ、こういうお答えでありますけれども、現実にきょう起こつておりますから、あらためていま局長の答弁の縮めくくりとして大臣にひとつもう一回そういう問題についてお答え願いたい。それが一番地域環境、そして地域住民との納得すべくの振興の基本であると思いまますので、大臣にお答え願いたいと思います。

○松尾委員 基準以下でやつていいるといふことは、一応法のたてまえ上からは許されるわけありますけれども、そういうことを逸脱しまして、わからぬときには、どつとめた悪水を流す、それが地域に大きな問題を起こしておる。そういう問題をやはり解決しないと地域住民の納得は得られない、こういうことを言つていいるわけありますから、基準以下はいろいろお考えになるのもありますから、法といふものの基礎にあるものであります。それを破るといふこと自体が、企業家としての資格を問われるべきものであると私は思いますし、また基準をオーバーするようなことが行なわれれば、これは行政基準あるいは法基準によつて厳重にしかるべき処分するなり行政措置をやらなければならぬと思います。

○中會根國務大臣 まず社会的責任というものは、もう一つの道義性に基づくものでございまして、法といふものの基礎にあるものであります。それを破るといふこと自体が、企業家としての資格を問われるべきものであると私は思いますし、また基準をオーバーするようなことが行なわれれば、これは行政基準あるいは法基準によつて厳重にしかるべき処分するなり行政措置をやらなければならぬと思います。

○松尾委員 では、ひとつ個々の問題でそのようになりますと大臣の責任のものとに解消していただきたい、このように要望しておきます。

○青木政府委員 これは一つの例からお尋ねねするわけでありますけれども、公害の未然防止、そういうところから実際に工場が生産活動に入る、そしてそこに重合汚染という問題が起つた場合にその地域における重合汚染が起つたその後の新設工場の立地といふものを認めるのかどうか、そこにはどのような考え方があるのか、これは局長に聞いておきます。

○青木政府委員 既存工業地帯すでに重合汚染がはなはだしい場合に、新設工場の申請が出た場合にどうするかというお尋ねねだと思いますが、あくまで環境基準を守るというのが目的でございまして、現に重合汚染で環境基準を越えた汚染があるので、ある場合には、新設工場は原則として認められないと私は思います。ただ、今後各企業の努力によりまして、あるいは一部排煙脱硫装置をつけるとか、

あるいは燃料の転換をするとか、いろいろなことによりまして、そこに重合汚染が軽減されまして、なお環境容量の特に余裕があります場合に限りまして、その範囲内において新設ないし増設ということが認められるというのがたてますのであるといふうに考えております。

○松尾委員 排水の問題でありますけれども、やはり排水というものをどのように処理していくかということは一番大事だと思うのでありますけれども、いまクローズド方式等がいわれておりますけれども、この工場排水といふものについて今後どのようにして指導していくか、どのようにあつたらいいかという基本的な問題でありますけれども、局長の考へはいかがですか。

○青木政府委員 排水の問題につきましてはきわめて重要な問題でございまして、大気よりもさらに自然の浄化というものがむずかしい関係もございまして、今後大いに努力をしなければならない問題だと考えます。排水の問題に対する対処のしかたでございますが、まず理想的に申しますれば悪い水を出さないという方式、世にいわれておりますクローズドシステムという方式が最も理想的でございますが、この方式に近づけるのが一番理想的な方法と考えます。ただ、産業によりまして、生産工程によりまして必ずしも完全なクローズドシステムといふものを早急に確立することはむずかしい場合もございますので、そういう場合には現在のあらゆる技術を駆使しまして、その汚染物質を極力除去して出していくという方面的技術開発につきまして、通産省としまして行政指導しておりますし、研究開発についていろいろの助成手段を講じているというものが現状でござります。

○松尾委員 本法改正の目玉の一つでありますけれども、敷地利用の適正化がありますね。

生産施設の面積、緑地の面積率、こういうものが準則に盛られて、公表されるわけありますけれども、各業種によって非常にこの比率といふものはそれぞれやはり異なるであろう。昨日もこの質疑がか

わされたわけありますけれども、これは企業にとつては重大なる問題であります。また、われわれもこれは非常に重大であると思うし、地域の人々も非常に大きな関心を持っておるわけあります。でありますから、この石油化学プラントとか、そういうもの、それから一般の製造業に対するこのような敷地利用の適正化の問題、これはあります。でも、こういう準則の各業種別における、この敷地利用の適正化の問題はどのようになっておりますか、ちょっと聞いておきたいと思います。

○山下(英)政府委員 昨日「工場立地に関する準則の考え方について」という資料をお配りいたしましたが、ここ冒頭でお断わりしてありますよ。

うに、現在実態把握を継続中でありますとのと、それから私ども事務当局としても、數字的にはまだ

業種別にはつきりした原案が固まっておりません。その資料の最後のところに、「過密地域を中心とする生産施設面積率の現状例」というのがござります。

これから私は、この十キロのハイウェーから港湾から北京まで、あの十キロのハイウェーが、左右三段、四段、五段の樹木が植わっており

ます。そこでは、鐵鋼の場合には平均値をとれば四六%、最高値は六六%、石油化学の場合には平均値は三三%、最高値は四一%、電力の場合には

平均値で二三%、最高値で四三%等々、御披露してございますが、大きっぽいいまして、私ども

は、平均値実績を半分にするか、あるいは三割ぐらいい減らすかというあたりではあるまいと考

えております。しかし、これは単に平均値の実績だけで画一にやるわけにはまいりませんで、石油化

学の場合、電力の場合、それぞれ業種として立地思われたと思うのです。ならば、こういうことを

しっかりと大臣は、もう各省に率先しておやりなさるべきであろう。建設省も、港湾とか住宅、道

行く場合に、私は、道路がどのような樹木でおおわれたような緑化がなされるであろうか、こう期

待しながら、少し心配しているわけですよ。これ

は大臣も行って見られたのですから、なるほどと思われたと思うのです。ならば、こういうことを

しっかりと大臣は、もう各省に率先しておやりなさるべきであります。われわれも、そういう

意味で、この法案を実行するにつきましては、農林省等とも連絡をとりまして、そういう供給面に

ついて遺漏のないよう手当をしてやっていきたいと思います。

○松尾委員 問題はそういうことであります。ところが、苗木がすでに買ひ占められておるとい

うやな、これはもう専門家がおりまして、国がや

ろうとすれば先々手を打つておるわけですね。やはりそういうのも、これは大きな日本の工場立

地の問題、それから日本全国の道路、港湾、すべての空港の問題につながった一つの緑化という問

題でありますから、これはしっかりと腹をきめて取

り組みませんと、案外ひょんなところでこれは行き詰まるということを申し上げておきます。

それから、ことしの九月ごろに緑化センターで

すか、これが発足するというようなことを聞いて

おります。このセンターといふものは「一カ所か何

カ所か」という問題——かりに一カ所としますれば、全国に一カ所の緑化センターくらいではたして

ほんとうの情報の提供だと收集だと指導とい

す。そういう点についての配慮はありますか。これほどに開きようもないでありますけれども、とにかく配慮がある、心配は要らぬといふよ

うな気持ちでもはつきり答えてもらわぬと困る。

大臣、これは答えてください。

○中曾根國務大臣 緑地の設定ということは、公

害対策や環境対策の非常に大きな重点の一つでございまして、いま松尾先生申されたように、北京

空港から北京の町に至る両側の景観はまさに驚

かっこうでどんどん進出してきたので問題が起

こつて、このようなお考へになつたと思うのでありますけれども、これはほんとうに各国のいろい

うふうに考えております。

○松尾委員 排水の問題でありますけれども、や

はり排水というものをどのように処理していくか

といふことは一番大事だと思うのでありますけれども、いまクローズド方式等がいわれております

けれども、この工場排水といふものについて今後

どのようにして指導していくか、どのようにあつ

らいいかという基本的な問題でありますけれども、局長の考へはいかがですか。

○青木政府委員 排水の問題につきましてはきわ

めて重要な問題でございまして、大気よりもさら

に自然の浄化というものがむずかしい関係もござ

いまして、今後大いに努力をしなければならない

問題だと考えます。排水の問題に対する対処のし

かたでございますが、まず理想的に申しますれば

悪い水を出さないという方式、世にいわれております

クローズドシステムといふ方式が最も理想的でござりますが、この方式に近づけるのが一番理

想的な方法と考えます。ただ、産業によりまして、

生産工程によりまして必ずしも完全なクローズドシ

ステムといふものを早急に確立することは

むずかしい場合もございますので、そういう場合

には現在のあらゆる技術を駆使しまして、その汚

染物質を極力除去して出していくという方面的技

術開発につきまして、通産省としまして行政指導

しておりますし、研究開発についていろいろの助

成手段を講じているというものが現状でございま

す。

○松尾委員 本法改正の目玉の一つでありますけ

れども、敷地利用の適正化がありますね。

生産施設の面積、緑地の面積率、こういうものが準則に

盛られて、公表されるわけありますけれども、

各業種によって非常にこの比率といふものはそれ

ぞれやはり異なるであろう。昨日もこの質疑がか

わされたわけありますけれども、これは企業に

よいまして、そこに重合汚染が軽減されまして、

なお環境容量の特に余裕があります場合に限りま

して、その範囲内において新設ないし増設といふ

ことが認められるというのがたてますのであるとい

うふうに考えております。

○松尾委員 排水の問題でありますけれども、や

はり排水といふものをどのように処理していくか

といふことは一番大事だと思うのでありますけれども、いまクローズド方式等がいわれております

けれども、この工場排水といふものについて今後

どのようにして指導していくか、どのようにあつ

らいいかという基本的な問題でありますけれども、局長の考へはいかがですか。

○青木政府委員 排水の問題につきましてはきわ

めて重要な問題でございまして、大気よりもさら

に自然の浄化といふものがむずかしい関係もござ

いまして、今後大いに努力をしなければならない

問題だと考へます。排水の問題に対する対処のし

かたでございますが、まず理想的に申しますれば

悪い水を出さないという方式、世にいわれております

クローズドシステムといふ方式が最も理想的でござりますが、この方式に近づけるのが一番理

想的な方法と考えます。ただ、産業によりまして、

生産工程によりまして必ずしも完全なクローズドシ

ステムといふものを早急に確立することは

むずかしい場合もございますので、そういう場合

には現在のあらゆる技術を駆使しまして、その汚

染物質を極力除去して出していくという方面的技

術開発につきまして、通産省としまして行政指導

しておりますし、研究開発についていろいろの助

成手段を講じているというものが現状でございま

す。

○松尾委員 初めてこのような敷地利用の適正化

といふものが真剣に取り上げられたと思うのであ

ります。港を埋めて工場をつくる、そこには緑地

帯はありません。たんばを埋めて工場をつく

る、そういうところにもこの工場敷地利用の

文に終わるというふうになると思うのであります。

それから、ことしの九月ごろに緑化センターで

ありますから、これはしっかりと腹をきめて取

り組みませんと、案外ひょんなところでこれは行

き詰まるということを申し上げておきます。

それから、ことしの九月ごろに緑化センターで

ありますから、これが発足するというようなことを聞いて

おります。このセンターといふものは「一カ所か何

カ所か」という問題——かりに一カ所としますれば、

全国に一カ所の緑化センターくらいではたして

ほんとうの情報の提供だと收集だと指導とい

うのができるのか、これは作文だけでできがたいのじやないか、このように思うのであります。

また、その苗木、樹木等の入手の上からも、各都道府県にやはり最低一ヵ所ぐらいのそういう緑化センターといふ、日本全体の緑化のグリーンアップの中心館といふものをつくつていく必要があるのではないか、それがまた確保というものにつながっていくのじやないか、このように思うのでありますけれども、この緑化センターの考え方、そして私がいま申し上げておる都道府県に設置したらどうかという考え方につきまして、大臣の所見を承つて、私の質問を終わりたいと思うのです。

〔委員長退席、田中（六）委員長代理着席〕

○中曾根國務大臣 緑化用の樹木に対する需要は、先生御指摘のように、非常に激しくふえております。

一方、産業界におきましても、紙パルプや林業等の大手企業が緑化用樹木の生産に乗り出しつつあり、また農家も樹木生産を飛躍的にいま増加しつつありますが、ある程度の期間を要するため、当面は需要がきわめて強い情勢でございま

たすといふに考へます。われわれといいたしましては、林野庁とも協力して、樹木の発注形式を検討して、計画的な調整を行なうようにいたしたいと思います。大体、緑化用樹木の生産期間は六、七年かかるようですが、ますから、いまから計画的にやらないとそこを来たすといふに考へます。

日本緑化センターにつきましては、基金造成費として補助金二億円、運送費二千二百萬円をこしの予算で出しております。それと同時に、緑化用樹木の計画的生産のために県へ約四百万円の補助金を出しておるようございます。

緑化の問題は各県共通の問題でございまして、御指摘のように各県ごとに緑化センター、またはこれと同じ性格のやうなものを作りまして、六、七年かかる苗木の生長と見合いまして計画的に推進していく必要があるよう私も同感でござります。

○田中（六）委員長代理 岡田哲兒君。

おります法案と、双方とも、工場立地の適正化に資するという点については言われているところであります。しかし、今度の法のねらいの一つには、公害や災害を出さないように万全の対策をとつたには、みずから快適な環境づくりに貢献いたします。しかしながら、このように万全の対策をとつたがつていくのじやないか、このように思うのでありますけれども、この緑化センターの考え方、そして私がいま申し上げておる都道府県に設置したらどうかという考え方につきまして、大臣の所見を承つて、私の質問を終わりたいと思うのです。

〔委員長退席、田中（六）委員長代理着席〕

○中曾根國務大臣

は、先生御指摘のように、非常に激しくふえております。

一方、産業界におきましても、紙パルプや林業等の大手企業が緑化用樹木の生産に乗り出しつつあり、また農家も樹木生産を飛躍的にいま増加しつつありますが、ある程度の期間を要するため、当面は需要がきわめて強い情勢でございま

たすといふに考へます。われわれといいたしましては、林野庁とも協力して、樹木の発注形式を検討して、計画的な調整を行なうようにいたしたいと思います。大体、緑化用樹木の生産期間は六、七年かかるようですが、ますから、いまから計画的にやらないとそこを来たすといふに考へます。

日本緑化センターにつきましては、基金造成費として補助金二億円、運送費二千二百萬円をこしの予算で出しております。それと同時に、緑化用樹木の計画的生産のために県へ約四百万円の補助金を出しておるようございます。

緑化の問題は各県共通の問題でございまして、御指摘のように各県ごとに緑化センター、またはこれと同じ性格のやうなものを作りまして、六、七年かかる苗木の生長と見合いまして計画的に推進していく必要があるよう私も同感でござります。

のでござりますけれども、われわれの考え方の立て方は、一義的に許可、不許可といふほんとはねつけるような形でなくして、どこにどういう企業が調和するかという考え方につけて、ある意味においては企業に警告を与える、あるいは指導しながら、調和したところへ調和したものをおこなうべき考え方方に立つておるわけでござります。

○岡田（哲）委員 私は、大臣、許可、不許可とか、そういうことでなしに、従来の現行法といふのは、経済効率を重点にし、しかも列島改造その他から判断をいたしまして、工場を生産第一主義的に進めていくこととで法体系が成り立つていています。それが、今度提案をされている趣旨が、いろいろに立ちまして進められてきた、しかし、もう現在においては、こうしたことではならないのでは、いま申し上げたような点を十分入れてこのたび提案がなされてきた。改正案は、言うならば、国民福祉の向上、こういう点が強く打ち出されてきている。問題は、現行法が規制が届け出るいは勧告というような点にどまりまして、規制措置がないのではないか、それがこのたびの提案では、規制措置を強化する、こういうふうに大きく変わっているといふに受け取るわけであります。これが大きく転換をしたといふに見えるがどうかといふうにお尋ねをしておるわけであります。

○中曾根國務大臣

現行法は、立地調査といふ点

に重点を置いた調査的立法でございますが、今回の法律は、公害及び環境との調和、住民福祉といふことにかなり重点を置いて盛り込んだもので、その意味においては、自民党的政策は前進しつつある、こう言って差しつかえないと思うのであります。この前の法律とちょっと性格が違なうけであります。この前は調査ですけれども、今度の場合は、工場立地に關してこれを地域と調和させるように誘導政策をもつて積極的に進めていく、そういう考え方であります。これまで、公害防除並びに住民福祉といふものがかなり強く出てきておる、そういうこと

ひどいかもしませんが、とにかくそれよりも生産第一である、こういうふうに考えてきたが、これは大いに間違いであって、まさに国民の福祉、地域環境との融和というものを考えなければいかぬ、こういうふうに一步前進をされたといふことは、自民党的從來の政策が大きくここで転換をしましたが、いままでのように大体誘導方式というやり方で来ておるものと考へます。

○中曾根國務大臣

当たらずといえども遠からずという要素がやはりあるだろうと思います。一九六〇年代におきましては、やはり重化工業化、高度成長ということが政策のかなり大きな部分を占めていたと思います。それに対し、七〇年代の半ば以降は、住民福祉、国民の福祉ということを中心へ成長も考へなければいけないと、いうふうに大きく前進したと考へます。

○岡田（哲）委員

わかりました。

次に、工業再配置法との関係であります。一応大臣の考え方を承つておきたいと思います。

○中曾根國務大臣

工業再配置法のねらいとするところも、これは過密地域の公害の危険性のあるところから工場を外へ出てもらって、過疎地域に持つていく、そして過疎と思われる地域を誘導地帯に指定して、そちらに対する流れを円滑にして、そういうこれもある意味における誘導政策の立法であつたと思います。

われわれのほうの今度の法律は、そういうふうに工場が移転する場合もありますし、あるいは新設する場合もありますし、およそ工場といふものがつくられたり、あるいは増設される場合というものを考慮して、一般的にとらえて、そしてこれを環境と調和させるよう誘導しようということでありまして、概念として非常に広いものであると私は思います。

○岡田（哲）委員

概念として広いことではあります。しかし、工場再配置法とこの立地法との関係ですね。どういうような関係があるか、あるいはいか、この辺を聞きたいわけであります。

ら、千差万別の意見があるわけです。少数の意見もあれば多数の意見もある。少数の中にも、ごく少數もあればかなり大きい少數もある。多數の中でも、ぎりぎりの多數もあれば、かなり大きい多數もある。そういうような意見をいかに公正にとらえるかということがいま非常にむずかしい時代であります。必ずしも声が大きい、ボリュームが大きいという音量によってものとの内容がきまるのではない。特に科学的な問題については音声の量とは必ずしも関係しない部分があるわけであります。しかし、また一面において、住民の不安といふものは心理的に見てそういうもので出てくるという要素もあります。だから確にこれらといふことは非常にむずかしい要素であります。が、私は地方自治法等の精神にのっとって、やはり市町村会あるいは市町村長、そういう人たちが地域住民に深甚な配慮をしながら、その声を代表してくるということがまずまず無難なマジヨリティのしかたではないか。そういうふうに考えておるわけであります。

○岡田(哲)委員 大体最近の公害問題といふのは、

は、地方自治体やそういう関係者たちも、住民パワーといいますか、そういう関係する住民の方々の

声において支障が大きいということになると思いま

す。ですから、大臣、さきの点もそうであります

が、私はいかなる方法をとるかといふことで、

形を言つておるのであります。問題

は、われわれの意見、われわれの声が十分に反映

されるのだといふ措置をほんとうにとることがう

まく進めていく方法である。こういうふうに実は

思つておるから言つておるわけであります。先ほ

ども言つたように各県、市町村において見られる

のは、そういう住民の声が十分反映してお

れば問題はないわけですが、なかなかそれ

が反映しにくいのが現在ではないか。こういうふ

うに思つておる。そういう点から、われわ

れは今後さらにそういう点についてのこまかい配

慮、十分聞ける体制というものに前向きで取り組

んであります。必ずしも声が大きい、ボリュームが大きいといふ音量によつてものとの内容がきまるのではない。特に科学的な問題については音声の量とは必ずしも関係しない部分があるわけであります。しかし、また一面において、住民の不安といふものは心理的に見てそういうもので出てくるという要素もあります。だから確にこれらといふことは非常にむずかしい要素であります。が、私は地方自治法等の精神にのっとって、やはり市町村会あるいは市町村長、そういう人たちが地域住民に深甚な配慮をしながら、その声を代表してくるといふことは非常にむずかしい要素であります。が、私は地方自治法等の精神にのっとって、やはり市町村会あるいは市町村長、そういう人たちが地域住民に深甚な配慮をしながら、その声を代

表してくるといふことはまずまず無難なマジヨリ

ティの取り方ではないか。また住民の声の反映

のしかたではないか。そういうふうに考えておる

わけであります。

○岡田(哲)委員 大体最近の公害問題といふのは、

は、地方自治体やそういう関係者たちも、住民パワーといいますか、そういう関係する住民の方々の

声において支障が大きいということになると思いま

す。ですから、大臣、さきの点もそうであります

が、私はいかなる方法をとるかといふことで、

形を言つておるのであります。問題

は、われわれの意見、われわれの声が十分に反映

されるのだといふ措置をほんとうにとることがう

まく進めていく方法である。こういうふうに実は

思つておるから言つておるわけであります。先ほ

ども言つたように各県、市町村において見られる

のは、そういう住民の声が十分反映してお

れば問題はないわけですが、なかなかそれ

が反映しにくいのが現在ではないか。こういうふ

うに思つておる。そういう点から、われわ

れは今後さらにそういう点についてのこまかい配

慮、十分聞ける体制というものに前向きで取り組

んであります。が、私は地方自治法等の精神にのっとって、やはり市町村会あるいは市町村長、そういう人たちが地域住民に深甚な配慮をしながら、その声を代

表してくるといふことはまずまず無難なマジヨリ

ティの取り方ではないか。また住民の声の反映

のしかたではないか。そういうふうに考えておる

わけであります。

○岡田(哲)委員 検討といふことではありますが、名

前はこだわらないのですが、そういうもの

をこの法案を成立させる前提としてきちっと位置

づけていく。こうしたことかなければならぬと実

は強く思つておる一人なんだと思いますが、ぜひこ

の法案審議中にこの方法といふものにひとつ十分

取り組んで答えを出してくる。こうしたこと大臣賛成をしていただけますか。

○中曾根国務大臣 よく検討してみます。

○岡田(哲)委員 いまの検討といふことは、取り

組むことなどで了解してよろしくうござりますか。

○岡田(哲)委員 いままでの御意見もご

ざいましたから、それらの御意見もよく頭の中に

入れて、われわれが今までやつてきた方法だけ

でよろしいか、あるいはさらに改良を加える必要

がありやなしや、そういう点について検討を加える

といふことござります。

○岡田(哲)委員 改良を加えるかどうかといふこ

とでなしに、いま大臣も言われましたように、現

在が十分でないこの法案といふものが、住民パ

ワーの声をどういうふうに取り上げていくかとい

うことが重要であるという点については同感だと

あります。しかし、まだ臣の言わせておるのは

従来とりきたるものでありまして、少しの前進

もないのではないか、こういうふうに思うのであ

りますが、どうでしようか。

○中曾根国務大臣 いまのお考えにつきましては

私も同感でございます。住民の声を一つ一つ的確

にとらえてそして正しい住民の声を反映していく

ということは、政治あるいは行政をやる者の一番

中心的な要諦であると思います。でありますから、たとえ少數意見なりとも十分それが検討さ

れ、調査され、そしてそれが行政に反映されてい

くといふことは非常に大事な要素であるだろうと

思います。それを具体的にどういうふうに保障し

て反映させていくかという方法についてはいろいろな考え方があると思うのですが、それらについても

深く研究してみたいと思います。

○岡田(哲)委員 検討といふことではありますが、名

前はぜひこの機会に住民審査的といふますが、名

前はこだわらないのですが、そういうもの

をこの法案を成立させる前提としてきちっと位置

づけていく。こうしたことかなければならぬと実

は強く思つておる一人なんだと思いますが、ぜひこ

の法案審議中にこの方法といふものにひとつ十分

取り組んで答えを出してくる。こうしたこと大臣賛成をしていただけますか。

○中曾根国務大臣 よく検討してみます。

○岡田(哲)委員 いまの検討といふことは、取り

組むことなどで了解してよろしくうござりますか。

○岡田(哲)委員 いままでの御意見もご

ざいましたから、それらの御意見もよく頭の中に

入れて、われわれが今までやつてきた方法だけ

でよろしいか、あるいはさらに改良を加える必要

がありやなしや、そういう点について検討を加える

といふことござります。

○岡田(哲)委員 改良を加えるかどうかといふこ

とでなしに、いま大臣も言われましたように、現

在が十分でないこの法案といふものが、住民パ

ワーの声をどういうふうに取り上げていくかとい

うことが重要であるという点については同感だと

あります。しかし、まだ臣の言わせておるのは

従来とりきたるものでありまして、少しの前進

もないのではないか、こういうふうに思うのであ

りますが、どうでしようか。

○中曾根国務大臣 いまのお考えにつきましては

私も同感でございます。住民の声を一つ一つ的確

にとらえてそして正しい住民の声を反映していく

ということは、政治あるいは行政をやる者の一番

中心的な要諦であると思います。でありますから、たとえ少數意見なりとも十分それが検討さ

れ、調査され、そしてそれが行政に反映されてい

くといふことは非常に大事な要素であるだろうと

思います。それを具体的にどういうふうに保障し

て反映させていくかという方法についてはいろいろな考え方があると思うのですが、それらについても

深く研究してみたいと思います。

○岡田(哲)委員 検討といふことではありますが、名

前はぜひこの機会に住民審査的といふますが、名

前はこだわらないのですが、そういうもの

をこの法案を成立させる前提としてきちっと位置

づけていく。こうしたことかなければならぬと実

は強く思つておる一人なんだと思いますが、ぜひこ

の法案審議中にこの方法といふものにひとつ十分

取り組んで答えを出してくる。こうしたこと大臣賛成をしていただけますか。

○中曾根国務大臣 よく検討してみます。

○岡田(哲)委員 いまの検討といふことは、取り

組むことなどで了解してよろしくうござりますか。

○岡田(哲)委員 いままでの御意見もご

ざいましたから、それらの御意見もよく頭の中に

入れて、われわれが今までやつてきた方法だけ

でよろしいか、あるいはさらに改良を加える必要

がありやなしや、そういう点について検討を加える

といふことござります。

○岡田(哲)委員 改良を加えるかどうかといふこ

とでなしに、いま大臣も言われましたように、現

在が十分でないこの法案といふものが、住民パ

ワーの声をどういうふうに取り上げていくかとい

うことが重要であるという点については同感だと

あります。しかし、まだ臣の言わせておるのは

従来とりきたるものでありまして、少しの前進

もないのではないか、こういうふうに思うのであ

りますが、どうでしようか。

○中曾根国務大臣 いまのお考えにつきましては

私も同感でございます。住民の声を一つ一つ的確

にとらえてそして正しい住民の声を反映していく

ということは、政治あるいは行政をやる者の一番

中心的な要諦であると思います。でありますから、たとえ少數意見なりとも十分それが検討さ

れ、調査され、そしてそれが行政に反映されてい

くといふことは非常に大事な要素であるだろうと

思います。それを具体的にどういうふうに保障し

て反映させていくかという方法についてはいろいろな考え方があると思うのですが、それらについても

深く研究してみたいと思います。

○岡田(哲)委員 検討といふことではありますが、名

前はぜひこの機会に住民審査的といふますが、名

前はこだわらないのですが、そういうもの

をこの法案を成立させる前提としてきちっと位置

づけていく。こうしたことかなければならぬと実

は強く思つておる一人なんだと思いますが、ぜひこ

の法案審議中にこの方法といふものにひとつ十分

取り組んで答えを出してくる。こうしたこと大臣賛成をしていただけますか。

○中曾根国務大臣 よく検討してみます。

○岡田(哲)委員 いまの検討といふことは、取り

組むことなどで了解してよろしくうござりますか。

○岡田(哲)委員 いままでの御意見もご

ざいましたから、それらの御意見もよく頭の中に

入れて、われわれが今までやつてきた方法だけ

でよろしいか、あるいはさらに改良を加える必要

がありやなしや、そういう点について検討を加える

といふことござります。

○岡田(哲)委員 改良を加えるかどうかといふこ

とでなしに、いま大臣も言われましたように、現

在が十分でないこの法案といふものが、住民パ

ワーの声をどういうふうに取り上げていくかとい

うことが重要であるという点については同感だと

あります。しかし、まだ臣の言わせておるのは

従来とりきたるものでありまして、少しの前進

もないのではないか、こういうふうに思うのであ

りますが、どうでしようか。

○中曾根国務大臣 いまのお考えにつきましては

私も同感でございます。住民の声を一つ一つ的確

にとらえてそして正しい住民の声を反映していく

ということは、政治あるいは行政をやる者の一番

中心的な要諦であると思います。でありますから、たとえ少數意見なりとも十分それが検討さ

れ、調査され、そしてそれが行政に反映されてい

くといふことは非常に大事な要素であるだろうと

思います。それを具体的にどういうふうに保障し

て反映させていくかという方法についてはいろいろな考え方があると思うのですが、それらについても

深く研究してみたいと思います。

○岡田(哲)委員 検討といふことではありますが、名

前はぜひこの機会に住民審査的といふますが、名

前はこだわらないのですが、そういうもの

をこの法案を成立させる前提としてきちっと位置

づけていく。こうしたことかなければならぬと実

は強く思つておる一人なんだと思いますが、ぜひこ

の法案審議中にこの方法といふものにひとつ十分

取り組んで答えを出してくる。こうしたこと大臣賛成をしていただけますか。

○中曾根国務大臣 よく検討してみます。

○岡田(哲)委員 いまの検討といふことは、取り

組むことなどで了解してよろしくうござりますか。

○岡田(哲)委員 いままでの御意見もご

ざいましたから、それらの御意見もよく頭の中に

入れて、われわれが今までやつてきた方法だけ

でよろしいか、あるいはさらに改良を加える必要

がありやなしや、そういう点について検討を加える

といふことござります。

○岡田(哲)委員 改良を加えるかどうかといふこ

とでなしに、いま大臣も言われましたように、現

在が十分でないこの法案といふものが、住民パ

ワーの声をどういうふうに取り上げていくかとい

うことが重要であるという点については同感だと

あります。しかし、まだ臣の言わせておるのは

従来とりきたるものでありまして、少しの前進

もないのではないか、こういうふうに思うのであ

りますが、どうでしようか。

○中曾根国務大臣 いまのお考えにつきましては

私も同感でございます。住民の声を一つ一つ的確

にとらえてそして正しい住民

づくり、こういいう点はうたわれていないわけでもあります。その点についてはどういうふうにお考えになっているのか、お伺いをしたいと思うのです。

○山下(英)政府委員 この法律は、工場敷地として手に入れられる私有地内の問題を対象にしておりまして、その周辺の環境は、その他の法律あるいは行政措置によって、都市計画法でありますとか、公園緑地あるいは農地法等によってその地域全体の地域計画はあわせてやつていくといふ方針でございます。

水質関係の調査分としては三千四百万円の予算でございます。

大気関係には、新しく環境基準がきびしくなりました硫酸化物による汚染予測手法の開発費、これは從来やつておりませんで新しい手法を開発しなければなりませんので、これに対しまして三千三百万円、それから新しく環境基準がきめられましたNO_xに対する汚染予測手法開発費として二千三百万円を計上しております。

また、水質関係では、水理模型シミュレーションの開発費として二千七百万円が別途に認められておるわけでございます。

以上のようなのが予算の現状でございます。

それから人員でございますが、調査体制としまして、本省の公害防止指導課に入名、それから八通産局の公害保安課十六名において担当しておりましたが、今後工場立地法が成立いたしました場合には、現地の調査期間の延長あるいは調査対象物質の拡大など、調査内容を非常に拡大しなければなりませんので、たとえ県の援助を相当得るにいたしましても、予算、人員の面では、法律が通りました場合には、画期的大幅な拡充を大蔵省に要求してまいりたいというふうに考えております。

○岡田(哲)委員 次に、事業者の秘密ということについてであります。第三条については、私も一応お話を聞いておつて了解をいたしました。しかし、大臣が答弁をされた中に、一つはノーハウの問題、それから一つは特許の問題、この点が二つ触れられておつたと思ひます。こういう点については、当然企業秘密があるのだといふふうにいわれております。公告されるといふことは、明らかに秘密でなしに公にされるといふうに考へるわけであります。然特許の関係も公表できるものだ、こういうふうに思ひうわけあります。それからノーハウの問題も法的には秘密に属する事項で

はない、こういうふうに考へるわけであります

が、この点についていかがでしょうか。私の言つているのが間違いでしょか。

○中曾根国務大臣 岡田さんの申しておることは正しいと思います。私が申し上げましたのは、工業所有権関係という、関係というとばを多少こじつけたものでございます。それは特許は御存じの中に入れたたと思います。それは特許は御存じのうちに公知いたしまして、ある一定期間異議申し立てがなければそれが成立するというので、申し立てがなければそれが成立するというので、申し立てがなればそれが成立するというので、申し立てがなればそれが成立するといふことです。しかし特許の周辺——大体特許を出すというときには、核心だけを権利としてとつて公知しておきますけれども、その核心の周辺といふものはばやかしておいて知られないようにしておくものだぞうです。あるいは核心と核心との間の連係関係はばやかしておくとか、ノーハウの場合でも同様なものがござります。あるいは特許の公知されている中身においても、また隠しているところがあるようあります。そういうようなわけで、特許関係をめぐつてやはり企業の秘密といふものは非常にあるようになります。ある意味で申し上げたので、特許としてとられた部分は公表されまして周知の事実になつてゐる。先生のお考へは正しいと思ひます。

○岡田(哲)委員 実はその名前をあげることは避けますが、ある地方自治体で、その企業、工場集団がどのような燃料を使つていて、どのよくな原材料を使つて出せ、こうやつたところが、実は企業秘密でございまして申し上げることできません、こういう話があつたわけであります。私はこれはあちやくちやだと思うのであります。いまさら言つてもなほ、今までどうも企業秘密でございまして申し上げることできませんでした。拡大解説がそれぞれかつてにされていりとつてあるのではありません。公告されるといふことは、明らかに秘密でなしに公にされるといふうに考へるわけあります。然特許の関係も公表できるものだ、こういうふうに思ひうわけあります。それからノーハウの問題も法的には秘密に属する事項でいろいろこれについての質問がなされているよう

であります。問題は、もう企業秘密といふのはないのだ、こういうふうに理解をしてもそろ大きくて間違いはない。大臣が言われるよう、当たらずといふとも遠からずですか、そういう意味で、もう大体企業秘密はないのだといふうに受けてよろしくうございます。どうですか。

○中曾根国務大臣 やはり産業秘密といふものがあります。ありますから、企業間の秘密を取り合つたりスペイを入れたり、産業合戦といふあります。ありますから、企業間の秘密を取るには潜伏的にはなかなかあるようあります。一般的な住民の皆さんは善意で公害問題を頭に置いていろいろお考へなさつておられますけれども、自分の企業関係を防衛するといふ意味で企業が秘密を外へ出したがらないといふことも、現代社会においては非常にあると思うのです。しかし、そういう企業の核心に触れるような秘密に触れない限りにおいては、公害関係で住民の皆さんに安心していただきたために、最大限に自分たちの資料を整えて出すということは良識の命ずるところであります。われわれはそういうふうに住民の皆さんとの協調といふことを非常に重要視いたしますから、そういう面については積極的に協力して出します。そういう面については、公害関係で住民の皆さんに安心していただきたために、最大限に自分たちの資料を整えて出すということは良識の命ずるところであります。

○岡田(哲)委員 実はその名前をあげることは避けますが、ある地方自治体で、その企業、工場集団が、国民はそろ見ているようだと思うのですが、通産省といふのはどうも企業サイドに立つ官庁である、こういうふうにいわれておりますし、私もそういうふうにも思ひます。環境庁は住民サイドに立つ、こういうふうにいわれております。いま申し上げた企業秘密は、通産省側とすると企業サイドに立つて一緒の立場でということがないと思うのですが、そういう心配が

れて初めて企業は存立する、またそらあるべきである、そういう考へに立つて、今までのことを反省いたしまして立地政策を少しずつ転換させているわけであります。そういう考へから、企業サ

イドに立つといふことはこの問題についてはいたしません。やはり住民の公害問題に対する回答を的確に出すということが私たちは行政指導として大事な点であると思っております。

○河野説明員 環境庁といたしましても、住民が公害に対する不安を持たれる場合が当然ありますので、その場合にその不安を取り除き、あるいは正しく理解してもらつといふ立場に立ちまして、その企業から出される届け出等に関する情報は一般住民に理解してもらうといふ立場で行政指導をしてまいりたい。かように考へております。

○加藤清二)委員 関連して、本法案の審議にあたりまして、先日来ずっと企業機密と公害の問題について質疑を静かに聞いておりましたのです。が、それに関連して一言だけ質問をお許し願いたい。具体的に言いましょうか。工場が公害を出しあなして、たれっぱなししているといふことはわからなくとも、どうもあの工場が公害の原因らしいといふ場合に、その当該発生企業とみなされ、目される会社と協定を結んでいる地方自治体などが、そこで使つていてる材料、つくつていてる製品、出している排水あるいは排煙等々について質問書を提出する。その場合に、企業としてはなるべくひた隠しに隠そうとする。しかし、企業を指導、育成する立場にある通産省としてはいずれをとろとなさいますか。

○中曾根国務大臣 そのような場合には、一般的に住民の健康保持、公害防除が優先されるべきであると考えます。ただ、行政的取り扱いにおきましては、その場合においても通産省は中へ入つて、そしてその発生源、原因等を探求いたし

○岡田(哲)委員 意見がないということは、いま加藤先生の言われたことを当然であるということとで承知をされたことと、どういふふうに受けますて、次に移りたいと思います。

次は、準則がきめられて法が施行されたあと、客觀的な情勢として新たな事実關係が起こつた。その場合には当然準則が変更されなければならぬ、こういふうに思うのでありますけれども、彈力的にいうとこどもが適切かどうかわかりませんが、そういうことが当然なされなければならぬと思うのですが、どうでしようか。

○山下(英)政府委員 準則をきめますときは審議會の意見も聞き、全國的基準として最も妥当な線を慎重にきめたいと思いますけれども、昨今のように技術革新等變転の激しい時代でござりますから、基礎的な要素が変われば改定をしていくべきだと思います。

○岡田(哲)委員 次は、この「工場立地に関する
準則の考え方」ということで出されましたもの
で、「一応その考え方といふもの、これに対する態
度といふものもわかるわけであります、ともす
ると、こういふ調査に基づいて現状がこうである
から、できるだけそれにある程度のファクターを
かけて、こう、こういうところにおちいりやすい
と私は思うのであります。そういうことになし
に、非常に考えた結果これでなければならぬとい
う一つの理想的なものをつくつて、やはりそれを
現状から引き上げていへ、これは当然なことであ
りますが、そういう現状妥協をしないという点を
強くここでやつていかないと、どうも現状に妥協
していく、こういふ心配がされますので、この点
についてのお考え方をお伺いしておきたいと思
うわけです。

○山下(英)政府委員　お配りしました資料には、私どもの検討中の材料をそのまま、全国平均の実績と最高値を出しまして、これからどうきめるかでござりますが、私どもの方針としては、可能な限り理想的な基準、ぎりぎり理想的な方向に持つていつてきめるべきだと思つております。方針と

しましても、既存と新增設を分けましたので、そ

○岡田(哲)委員 そこで先ほど大臣のお考えを聞
多少の無理があつても時代を先取りするようなレ
ベルに持っていくべきだと思っております。

あります。特定工場の範囲、これが政令にまかされます。どうも済くなるような心配がされるのであります。その点はそういうことにならないかどうか、この点をお伺いいたしたいと思います。

程度、地域が変動することもあり得るかとも思いますが、原則としては調査をした地域と一致するというふうに考えていただいてけつこうだと思います。

○畠田(哲)委員 この届け出の中に、私、先ほど

○山下(英)政府委員 現行法でも、特定工場の規模は、建築面積で三千平米、または敷地面積で九千平米以上となつておるわけでございますが、現在我どもが検討しておりますのは、準則のきめ方に合わせてその基準をきめるのだが、いまお尋ねの方針によつて、

もちょっと触れました。が、言へなれば、企業の
使っておる燃料、原材料、先ほどこれは企業秘密
だ、こう言われたのであります。が、いままでつ
と議論をしてきましたように、燃料、使用材料、
それから排出、排水の基準、こういうものが抜け

の力金はもとと積む基準をすへきてある。ちなみに、ほかの過密地帯における工場制限法におけるいわゆるすそ切りの基準は、関西で千平米とかも関東で五百平米というのもござります。しかし、この数字がそのままといふわけではありませんが、そういうものも参考にし、今度の法律ができるたゞ玄関用に商用されるようこきあらるべきこと思つ

○青木政府委員 法文上は「特定工場における大氣又は水質に係る公害の原因となる省令で定める物質の最大排出予定量及びその予定量をとこえないこととするための措置」という表現になつておりますが、具内内ごくも見立候中でござりますます、どういうふうにお考えでしようか。

○岡田(哲)委員 次に、第一項第六号の届け出を要する指定地区、これについての構想をお伺いします。

が、その考えておりまますのは、当該特定工場におきますます製品の生産規模、それから燃料の種類、使用計画、それから硫黄含有率、それから排

○青木政府委員　第六号の届け出をしていただきたいと思います。

ガス予定量及び汚染物質の濃度、それから排水予定量及び汚染物質濃度その他公害防止にかかわるいろいろな施設の設置計画というようなものを予

にあくまで密集して工場が建設される予定で、その多数の汚染源から出ます汚染が重合して全体の汚染となるといふような地区でございまして、わざわざ大規模な立場の整備もござります。

○岡田(哲)委員 予定していきますといふことは、すでにこれは提案されているのですが、当然そちらへあるのはこの届け出の中に入れるというふうにござ

○岡田(哲)委員 この指定地域の限定でございま
すが、大量の工場を擁する地域、そういう場合に
は当然事前調査をやるわけですね。その事前調査

○青木政府委員 現在では、そういうような項目が含まれるものと考えております。

の対象でやつた場合と、その指定地域の線引きといいますか、そういう関係からいいますと、どう

○岡田(哲)委員 どうぞおどかせやが、あら
回……。

○青木政府委員 事前調査をいたします地域と申しますと、事前調査をする場合に、その工場がた

○青木政府委員 現在実施する場合にはそりやう
項目を含めるといふふうに考えております。
○岡田(哲)委員 それから、環境の中に自然生物

くさん建つ地域と、その影響をもたらす地域など
ざいますが、この指定地域になりますのは、大体
工場が建てられる地域のほうとほぼ一致するとい
うふうに考えております。事前調査の結果、ある

○青木政府委員 現在までの調査の中ではこれを生活環境施設、こういうものも、特にこの中で生物の関係、こういう調査は入るのですが。

い問題だと思いまして、今後の検討課題かと思ひます。

○岡田(哲)委員 この検討課題も、さきの検討課題と同じものだというように見てよろしゅうござりますか。

○青木政府委員 先ほどの検討課題は相当詰まっている検討課題でございますが、この問題は、データ、学問的研究その他非常にむずかしい問題でございますので、早急に実施といふことは困難であります。いろいろといふうに考えられます。

○岡田(哲)委員 とにかく非常にむずかしくてもこれはぜひやらなければならぬ、こういふうに私は思ひますので、五十歩百歩といいますか、当然やらなければならぬということで取り組んでいただく、こういふうによくお願ひをしておきたと思います。

次に、現行法による勧告の事例、内容等がございましたら、簡単でよろしゅうござりますから、教えていただきたいと思います。

○山下(英)政府委員 現行法に基づく勧告は前例がございません。何にも勧かなかつたかといふと、そうでございませんで、現行法の規定で工事開始の九十日前に届け出をしますが、その場合非常に枯渉しているときには、用水型工場の届け出がありますと、届け出に基づいて話し合いをいたしまして、勧告まで至らないそういう指導が大部分でございまして、実例はございません。

○岡田(哲)委員 実例がなかつたということは、よかつたということではないようと思うのです。が、次に移ります。

ここで最も重要な要望しておきたいと思ひますのは、地方公共団体あるいは地域住民、こういふものから、そのサイドでいろいろな意見が出てまいります。そういう意見が出てきましたときに、これに基づいて、それを十分尊重した上で勧告あるいは変更命令、こういうこともせひやるべきだというふうに思うのですが、この点どうでしようか。

○山下(英)政府委員 法律上は審議会の議を経て、市町村長、県知事等から事前に情報をとる、意見を聞く、かつ少數のグループの意見でもまとまつた提案があれば、それも吟味するということで運用していくつもりでございます。

○岡田(哲)委員 次に、複合汚染に対する問題についてであります。この勧告についての周辺地域、こういふうにいわれているのであります。が、この周辺地域という範囲はどういふうに考えられておるのか、明確にしたいと思います。

○青木政府委員 これは重合汚染が工業地帯からの程度離れた地点において生ずるか、それぞれの地域の特性によって異なるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、産業公害総合事前調査をいたします場合にも、ある発生源から一定の距離をおきましたそな影響を受ける地域を想定しまして、そこに対する影響を科学的に調査するわけでございますので、そういう影響の及ぶ範囲でござります。

○岡田(哲)委員 その影響の及ぶ範囲ということをいま言わされましたので、この点についてはどういふうに確認をさせていただいておきます。

次に、権限の委任についてであります。先ほど大臣にも、これに関連する問題で質問いたしましたがであります。が、公害法によります地方自治体の長に権限が委任され——この場合特に申し上げておきたいと思ひますのは、特定の市長が現在の中から漏れているのですが、最近の事情からいりますと、特市市長といふものは当然これに加えてしかるべきじゃないか、こういふうに考えるのです。私どもは必要だと思うのですが、この点どうでしようか。

○山下(英)政府委員 最近の立法令等におきまして、県知事から市町村長に権限を委任されてい

るのがふえております。私どもは、一部を県知事に権限委任いたしますが、従来とも中央所管大臣から直接市町村長に委任している例もございませんし、今後県知事と市町村長との間で、また実際に即して検討をしたらいかがかと存じております。

○岡田(哲)委員 この問題は、私はぜひ入れいくことが必要だ、こういふうに考えておりますので、この点を強く申し上げて御検討願いたいと思います。

次に、罰則の点についてであります。この罰則を見ますと、変更命令の場合には、六ヶ月以下の罰金、こういふうになつておるわけであります。問題は、六ヶ月が低い、十万円が安い、こういう意味のことではございませんが、水質汚濁や大気汚染の法律によりますと、同じような命令違反の場合に、一年以下、二十万円以下、こういふうに懲役も罰金もきめられているのであります。それのちょうど半分になるわけであります。それが高いかどうかという議論をここで展開するよりも、他法令とのバランスの上から見て、どうしてこういふことになるのか、こういふうにきめられたのか、この点についてお伺いをしたいわけであります。

○山下(英)政府委員 おっしゃいますとおり、公害関係の直接規制法では罰則が原案よりも高くなつております。私ども罰則は相応に高いほうが多いという方針で、法務省当局と議論をいたしました。最終的に原案になりましたのは、なるほど直接規制法と今回立地誘導の法律とでは違つております。私どもは必要だと思うのですが、この点どうでしようか。

先刻先生から御質問がありましたように、要素といいますか、規制の手段たるもののが土地の比率であり、生産用地の比率であり、緑地の比率であり、あるいは施設の配置というような限られた手段でありますし、そのやり方は、確かに建築基準法に似ている面があります。公害という大きな要素は持っておりますけれども、直接規制法とはやはり違うのではないか、こう判断した次第でございまして、法務省も他法令とは原案で均衡するという見解を持っております。

○岡田(哲)委員 私はまだほかの法律を調べたわけございません。いま一つだけ見て、バランスがとれないとこうことを感じたのです。それからいま、この法律の趣旨からいつたならば、どうもその辺よく納得がいきませんので、これはまた引き続いて御検討願うようにしたいと思います。

次に、罰則の点についてであります。この罰則を見ますと、変更命令違反の場合には、六ヶ月以下の罰金、こういふうになつておるわけであります。問題は、六ヶ月が低い、十万円が安い、こういう意味のことではございませんが、水質汚濁や大気汚染の法律によりますと、同じような命令違反の場合に、一年以下、二十万円以下、こういふうに懲役も罰金もきめられているのであります。それのちょうど半分になるわけであります。それが高いかどうかという議論をここで展開するよりも、他法令とのバランスの上から見て、どうしてこういふことになるのか、こういふうにきめられたのか、この点についてお伺いをしたいわけであります。

○山下(英)政府委員 おっしゃいますとおり、公害関係の直接規制法では罰則が原案よりも高くなつております。私ども罰則は相応に高いほうが多いという方針で、法務省当局と議論をいたしました。最終的に原案になりましたのは、なるほど直接規制法と今回立地誘導の法律とでは違つております。私どもは必要だと思うのですが、この点どうでしようか。

先刻先生から御質問がありましたように、要素といいますか、規制の手段たるもののが土地の比率であり、生産用地の比率であり、緑地の比率であり、あるいは施設の配置というような限られた手段でありますし、そのやり方は、確かに建築基準法に似ている面があります。公害という大きな要素は持っておりますけれども、直接規制法とはやはり違うのではないか、こう判断した次第でございまして、法務省も他法令とは原案で均衡するという見解を持っております。

○山下(英)政府委員 まことに御指摘のよろんな点が本法施行の一つの副産物だと私どもは思つておられます。そして現に最近の幾つもの事例で、工場敷地内に公園をつくつてそれを公開したり、一部運動場を公開したり、また自分の敷地の外側によけいに土地を手当して、それを公共団体に寄付をして、そこを緑地、遊歩地に使って住民に提供したりするような例が少しずつふえております。私どもも、今回の法律に関連しまして、そういう面は直接規制はいたしませんけれども、行政指導によって促進させて、それとあわせて敷地内の今回法律施行と一緒に運営すべきだ、こう考えております。御意見のとおりでござります。

○岡田(哲)委員 冒頭に申し上げましたように、公害を出さない、みずから快適な環境づくりと地域社会活動との融和、こういうような点から見まして、公害などについても、さらにつけて加えるべき点などござりますし、それから先ほど強く言いましたように、地域住民サイドの最近の事例から見まして、これをいかに形の上でだけではなくに、その声を聞きながら理解、協力を得るようになりますかという点がこの法の実際問題として重要な点だというふうに考えます。大臣との質疑応答の中では、具体的なそういう方法について私まだこれから意見もあるわけですが、時間も過ぎましたので、いま申し上げたそういうような点を強く申し上げながら、一応きょうのところここで終わりたいと思います。

○浦野委員長 藤田高敏君。

○藤田委員 私は、昨日の私自身の質問並びに同僚議員の質問に連続して幾つかの追加質問をいたしたいと思います。

先ほど企業機密の問題について加藤議員から質問がございました。一番肝心なところについてはだれもお答えがなかつたわけありますが、そのことの妥当性を認めるのか認めないと、この点、通産大臣並びに環境庁の見解を承りたいと思うのであります。

○中曾根国務大臣 加藤委員の御質問に対しても私は私なりの所見を申し上げましたが、私はまだ法制的な確認をしておりませんが、私がお答え申上げたことが正しいと思います。

○河野説明員 加藤先生の前回の統一見解についてお話をございましたが、私も同意でございました。

○藤田委員 国会の審議経過を通して今まで確認されたことは、これは当然のこととしてお互いに確認をし合つていただきたいと思う。なかなか加藤議員が質問の中で触れましたが、公害問題に連絡をして、裁判の過程において、いわば特定企業の労働者が法庭に立つて、そうして俗にいわれておる企業機密といふものを陳述した場合に、不当な差別を受けたり、あるいはそのことが雇用条件に影響するなんてことになれば、これはもうまさに憲法違反でありますし、裁判所でまず宣誓をやつて、そして自分の良心にたがわぬ証言をする、こういう裁判の精神からいっても否定されることがありますから、この種のことは、当然私は、裁判所においてどのようなことをその労働者が発言をしよう、これは身分を含めて保障されるべきものだと思うわけであります。その点は、これは当然のこととして確認してよろしいかどうか、これが一つであります。

○河野説明員 それといま一つは、むしろ問題になることは、ここまで環境問題がやかましくいわれてきておる

今日、この法律の中にもありますように、公害に関する点については企業機密はあり得ないのだ、こうすることを國の方針として確認をしなければ

ば、環境保全といふものは公害対策基本法のたて

まえに沿つた立場からいつてできないのじゃないか。そういうことを確認しないと、たとえば一步進めて、公害企業の中で働くおる労働者が公害

を保護してやる必要がある、そういうふうに思うわ

けであります。しかし、先般來成立しました公害

諸立法の精神にかんがみまして、そういう財産権

を保護してやるといふことも、これは公共の福祉

の範囲内においてやるべきことであり、公共の福

祉の面は非常に最近は拡大しているわけでありま

す。したがいまして、運用にあたりましては、そ

ういう精神をもつて運用していかなければならぬ、そういうふうに思います。

○三喜田説明員 お答えいたします。

いま通産大臣の言われたとおりだと思います。

○藤田委員 私は、国民の基本的人権についても、財産的な人権といいますか基本権と、人命に

は、今まで論議をしてきた公害に関する企業機密といふものにはあり得ないのだということを政府の統一見解として確認をすべきだと思うのです。が、その点についてははどうでしようか。

○中曾根国務大臣 まず第一点につきましては、政府のさきに出しました統一見解にもちろん従います。

○河野説明員 加藤先生の前回の統一見解についてお話をございましたが、私も同意でございま

す。

○藤田委員 国会の審議経過を通して今まで確

認されたことは、これは当然のこととしてお互いに確認をし合つていただきたいと思う。なかなか加

藤議員が質問の中で触れましたが、公害問題に連絡をして、裁判の過程において、いわば特定企業

の労働者が法庭に立つて、そうして俗にいわれておる企業機密といふものを陳述した場合に、不当

な差別を受けたり、あるいはそのことが雇用条件に影響するなんてことになれば、これはもうまさしく憲法違反でありますし、裁判所でまず宣誓を

して企業の内容に踏み入り、そうしていろいろなノーハウもあるいはノーハウの周辺にある産業秘密まで知り得るという場合があるわけでございま

す。現在のように、こういうふうに産業秘密の争奪戦あるいは探知戦といふようなものが非常にき

んとかいうことは、やはり財産の保護といふ面もございまして、国民の権利として、基本的個人権の一つとして守つてやらなければならぬところがあ

ると思うのです。公権力の作用として出てきた場合に、それが他に不当に窃取されるとかなんとかいうことは、やはり財産の保護といふ面もございまして、国民の権利として、基本的個人権の

一つとして守つてやらなければならぬところがあ

という立場といふものの比較考量という問題になつてまいりますと、最近は公共福祉といふことは非常に重視されてまいってきておりまして、これは現在における公害の状況から見れば正当なことであるだらうと思います。その場合に、では具体的にどの程度の健康を考えて公共福祉と個人的財産権の保護ということを調和させるかといふことは、これは個々のケース・バイ・ケースによつて公共の重要性と個人あるいは会社の財産権の重要性と比較考量してみないと一がいには言えないと思います。しかし、一般的に見て、たゞいま申し上げましたように、公共福祉が公害の場合には非常に優先されてきつある、そういう観念を持つて考へべきであると私は考へています。

○藤田委員 これはことばじりではありませんが、公共の福祉といふことが一般的に尊重されつ

つあるということではなくて、当然のこととして尊重されるべきである。こういう解釈をとるべきではないかと思うのですが、どうでしよう。

○中曾根国務大臣 されつてあるというのは客観的な叙述で申し上げたので、主観的にはさるべきであるといふことも正しいと思います。

○藤田委員 基本的な考え方方は大かた一致したよ

うに思うわけであります。私が昨日からこの問題

を特にこのように申し上げるのは、やはり今日の

公害は、たいへん失礼な言い分ですけれども、今日

までの工場立地の段階で企業秘密といふようなも

の名をかりて、公害を発生する企業を通産省サ

イドとしては非常に優遇し過ぎてきたのじやない

か、過保護的な対処のしかたをしてきたんぢやないか、あえて言えば、最近政治公害といふ名がついておりますが、極端に言えば、通産省公害だと

いうことさえ私は言えると思うのであって、やはりこの際、これだけ世の中が発想の転換だと新しい価値観を追求するとか、こういわれておる時

代ですから、通産行政の基本的なあり方、工場立

地に向けての基本的なものの考え方、これも産業政策の立場で考へるのではなくて、まずその前提

になるべきものは、人間の命を尊重する、環境

保全を十二分にやるのだといふに大前提を置いて工場立地を考へていくべきであらう。そ

う観点からいけば、この公害に関する部門につ

いては、ノーサウスの面を含めて、企業秘密はあつ

てはならぬ、このように考へるわけあります

が、最後の見解として大臣の御答弁を求めたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 産業立地にあたりましては、

公共福祉、住民福祉が優先するという考えは同感

でございます。しかし、産業上の秘密の問題に関

しましては、先ほど申し上げましたように、この

法律の適用については、やはり財産権という面に

おいて守つてやる要素もなければいかぬと思いま

す。もしそれを侵す場合には、憲法違反として損害賠償をやられるという危険性も出てまいりると思

います。したがつて、この法律に関しましては、

やはり公共福祉と個人あるいは法人の財産権の擁

護ということをいかに調和させるか、一般的に公

共福祉が優先しているということは原則であります

から、それを観念にして判定すべきものである

と考へます。

○藤田委員 この点についてはこれでやめようと思つたのですが、やはり最後の大臣の答弁を聞き

ますと、どうしてもひつかかるのですね。それは

なるほど財産権の侵害といふようなことと裁判に

なつて、損害賠償を請求されるような事態になる

かもわからぬけれども、しかしそれは財産上の

問題として最終的には解決がつく。しかし一方、

公害で健康をおかされ、あるいは人命を失うよう

なことについては、取り返しがつかないわけです

からね。そういう点からいえば、同じ基本権だと

いながら、人権尊重の立場からこの立法も運用

をされるべきである、こういうふうに基本的な考

え方としては明確に位置づけないと、これ自体の

工場立地法を制定するにあたつても問題が将来残

るのではないか、こう思いますので、念のため大臣の見解を求めたいと思います。

○中曾根国務大臣 御趣旨はよくわかりますが、

やはり法律をつくるときには、憲法違反の疑いの

新規の会社をつくる、新しい企業を起こす、こう

助」をすることができる、こういうふうに基本的な考

え方としては明確に位置づけないと、これ自体の

工場立地法を制定するにあたつても問題が将来残

るのではないか、こう思いますので、念のため大臣の見解を求めたいと思います。

○中曾根国務大臣 国の援助の条文を見ましても、十五

条の二を見れば「工場又は事業場に係る環境施設

の整備につき、必要な資金のあつせんその他の援

助」をすることができる、こういうふうに基本的な考

え方としては明確に位置づけないと、これ自体の

工場立地法を制定するにあたつても問題が将来残

るのではないか、こう思いますので、念のため大臣の見解を求めたいと思います。

○中曾根国務大臣 四十八年度予算におきまし

てただいまの件に関して私どもがとつております

措置は、開発銀行からの七・二%の特利融資、中

ある法律をつくることはわれわれとしてもなかなかできにくいくことでありまして、そういう意味に

おいて、財産権に関する秘密の問題点がここに書

いては、ノーサウスの面を含めて、企業秘密はあつ

かれているのだろうと私思ひます。しかし、これ

を運用するにあたりましては、公共福祉優先とい

うことは、先ほど申しましたとおり、現代政治を

支配する原則でありますから、政治並びに行政に

おいてそれを十分勘案して行なうべきであると思

います。

○藤田委員 次の問題についてお尋ねいたしたい

と思いますが、昨日も少しく他の同僚議員からも

触れたと思いますが、第十五条の二、いわゆる国

の援助についてであります。これには国の補助と

財政上の助成、援助並びに税制上の援助と大きく

分けて三つだと思うのですが、私は、この公害法

のたてまえではございませんけれども、今日PP

Pの原則といふものが確立されておる以上、この

種の、ここに出しておるような考え方を適用いた

しますと、PPPの原則に反すると思うのです

が、見解はどうでしょうか。

○山下(英)政府委員 十五条で、私どもがこの法

律に関連してやります國の援助は、この法律が持つております誘導的な性格の範囲内だと思います

詳しく述べは援助の内容を御説明すればわかっています。

たたけると思いますが、PPPの原則は私どもは貫いていく、特に公害規制法の場合にはもちろん

そうですが、この法律におきましてもPPPの原

則を貫きまして、そして前向きに緑地をつくると

か厚生施設をつくる、そういう誘導面におきまし

て、企業に対しても主として低金利金融を見てい

く、公共団体その他につきましては直接補助金を

見ていく、こういう方針でございます。

○藤田委員 国の援助の条文を見ましても、十五

条の二を見れば「工場又は事業場に係る環境施設

の整備につき、必要な資金のあつせんその他の援

助」をすることができる、こういうふうに基本的な考

え方としては明確に位置づけないと、これ自体の

工場立地法を制定するにあたつても問題が将来残

るのではないか、こう思いますので、念のため大臣の見解を求めたいと思います。

○中曾根国務大臣 四十八年度予算におきまし

てただいまの件に関して私どもがとつております

措置は、開発銀行からの七・二%の特利融資、中

ある法律をつくることは企業家の当然の義務だと思うので

をつくることは企業家の当然の義務だと思うので

あります。そういう当然の義務ともいべきものに対し

て、國が財政上の援助あるいは金融上の援助をし

なければ公害防止や環境保全に向けての事業活動

ができるないという事業家、そんな事業家まで援助

して工場をつくる必要はない私思ひます。され

ば、今日の概念からいえば、結局公害を発生

させないような施設をつくるて、そろして昨日来

問題になつておりますように、国民の福祉に寄与

していくということが事業家の社会的責務であつ

て、こういう寛大な措置は、少なくとも環境施設

の整備という名のもとにこういった助成策をとる

べきではない、私はこう思うわけあります。あ

えてとるといふのであれば、中小企業だけに限定

すべきじゃないか。

さらに、いま一つの質問は、既存の企業体が、

この準則に適合するように工場内の配置を改善し

ていくという場合だ、おそらくこの条項が適用さ

れるんだろうと思いますけれども、極端な言い方

をすれば、今日まで大企業は公害のたれ流しな

いくという場合だ、おそらくこの条項が適用さ

れるんだろうと思いますけれども、極端な言い方

をすれば、今日まで大企業は公害のたれ流しな

い公害の吹き流してたいへんな利潤を求めてき

るようあります。そういうものに對して公

害防止の施設をつくるのに、私の知る限りにおき

ましては、例の公害防止事業団といつたような事

業団を通して資金を充當していくような制度もあ

ります。そういう既存の企業に對してまで援助をする必要

はないのじやないか、あえてやるのであれば、中

小企業にのみ限定する、こういうことでこの法律

の性格を規定づけるべきではないか、私はこう思

うのですが、どうでしようか。そういう金があるのであれば、年金はじめ社会福祉の問題がこれ

だけや、かましくいわれておるのですから、そちら

へ国民の税金を使おうではありませんか。私の質

問に対する答弁を求めます。

○山下(英)政府委員 四十八年度予算におきまし

てただいまの件に関して私どもがとつております

措置は、開発銀行からの七・二%の特利融資、中

小企業金融公庫から七・〇%の特利融資の二つでございます。これはいまお尋ねのお申し越しのとおり、中小企業に関することは、開銀の融資ワークが不要ではないかという点になるかと思います。これについて、問題になりますのは、開銀の融資ワークが不要でないかといふ点になるかと思います。これも私どもは緑地等、特に今回の準則の決定にあたって前向きに理想的にしていく、通常ならば普通の土地手当での企業努力の限界を少しでも促進させていくという効果をねらった融資ワークでございます。御承知のとおり、事实上これによつて企業を直接援助すると、いよいよ、政府の誘導政策のこととして、そういう企業に対しても政府も加担しておるんだという効果をねらつた措置でございます。御承知のとおり、OECD等におきまして、PPPの原則は民間企業の直接負担であるとともに、政府及び企業が一体となって公害防止につとめるべきであるという部分がござりますが、私どもはPPPの原則にのっとつておる措置だ、こう考えております。

○藤田委員 私は、一般的な産業資金に開銀の融資をしたことについてまでとやかく言つておるわけではないのです。この法律に關係して工場立地をするにあたつてまで特別にこういうワクを設けてやる必要はないじやないか、特利制度を適用するような必要はないじやないか、こう言つておるわけであります。私は、こういう助成措置を講じなければ企業ができるないといふのであれば、そういう企業家には会社なんかくらさなくともいいじやないかと思うのですが、どうですか。

しかも、これは環境施設の整備に向けて特別金を出すといふのですから、これから的企业家は、緑地をつくつたり準則にいつておるような公害防止の施設を、工場をつくつた場合に最低の条件として確保していくんだといふことは、これは今日の企業家として当然の腹きめをさすべきことであつて、国がこういう援助措置や誘導政策をとらなければ企業ができるないといふのであれば、そういう企業家には企業を起こしてもらわなくてよい

い。こんなのがなくつても公害防止の施設をつくつて、この準則に合つてやることをやつてでも私は企業をやりたいんだ、会社をつくりたいたいなどいろいろのにだけやらしていつたらどうでしょか。そういう大企業にまでやる必要はないんじゃない大企業にまでやる必要はないといふんだと私は思うのです。あらためてその見解をお尋ねすると同時に、時間の関係がありますからいま一つ質問をいたしたいと思います。

いずれこの法律は日の目を見るようになるんじやないかと思うわけであります。この法律が成立した場合、現在のたとえば大分県の鶴崎の新日鉄の増設あるいは苦小牧の開発、こういったものに対してこの法律を適用するのかどうか、この点を一つお尋ねしておきたいと思います。

○山下(英)政府委員 前段についてお答えいたしましたが、あの法律の書き方が助成誘導立法の例文にならつておりますので広くなつておりますが、実際には、主として緑地造成に関して、ある場合に、企業の大中小を問わず開銀は融資することができます。

○藤田委員 私どもとしても、これは言つてみればいまして、私どもとしても、これは言つてみれば試金石的なつもりであります。緑地造成といふのは、現在まで昨今燎原の火のことを広がつてはおりますけれども、前回御質問のありましたよ

うに苗木の手当で等々、緑地の管理等々、経費に関してわからない部面も相当ございまして、こういふものを促進するためには、初期の段階ではある程度国の刺激剤が要る場合が多いのですから、

そういう規定を挿入した次第でございます。

○青木政府委員 後段についてお答え申し上げます。

○藤田委員 私は前段の答弁については理解する

設はこの法律施行後に当然なると思われますので、事前調査を十分いたしまして法律の適用があるものと解釈いたします。

○野間委員 通産大臣にお聞きしますが、先ほど

の論議で、また、私もこの御質問したわけですが、いわゆる企業の秘密と公害との関係ですね。

これはいま大臣の答弁を聞いておりますと、公

共の福祉と財産の保障、憲法二十九条ですね。

これらの関係で何か事を論じておられるように思

いますけれども、それは間違つておませんか。

○中曾根國務大臣 これは憲法の解釈論になりますけれども、この憲法に書いてある財産権等も公

共の福祉に優先されるというような文がたしか

あつたように記憶しております。公害問題のよう

な場合には公共の福祉という高気圧が非常に張り

出してきている分野であつて、そういう分野のも

のとして私は解釈しているということでありま

す。

○野間委員 私はそれはおかしいと思うのです

よ。要するに公害によって人の命や健康が破壊

される。これは憲法二十五条の健康で文化的な生

のしかたもあるだろう。これは環境施設の整備といふことにすれば、その中身の中八、九が緑地だなんて、そんな理解をしろといふが私は無理じゃないかと思いますね。ですから、この環境施設の整備ということは、あくまでも常識的な解釈からいっても公害防止の施設、環境保全に向けての施設、これが中心になるんだということであれば、それは緑地も含めて、昨日の共産党的同僚議員のなにではありませんが、緑地がどの程度まで直接的な環境保全の役割りを果たすかは、私はこれは効果が薄いと思うわけでありますけれども、しかし、そういうものについてまで工場立地の段階で国が過保護的な援助をする時代ではない、こういう私の見解を強く表明しておきます。このあたりも、通産サイドといふものは依然として企業側のサイドに立つてすべてのことを解決しようとする、私はそういう基本的な姿勢が依然として貫かれておることを非常に遺憾に思います。

そこで、先ほど鶴崎なり苦小牧はこの法律が適用されるといふことについては、そのことを確認します。

最後に、先ほど岡田議員のほうから質問をしたことに対して、届け出の中に使用原材料、燃料、

こういったものについて、この届け出の中に当然含まれるんだという意味の御答弁がありました

が、そういうことであれば、いわゆるこの大条の届け出事項の六号のように「最大排出予定量及びその予定量をこえないこととするための措置」と

いうしりだけをこの報告事項にするのではなくて、その工場はどういう原料を使い、どういう材料を使い、どういう燃料を使って、排出量として

はどれだけのものは最高として出てくるんだ、いわばその中で使うものと結果として出てくるもの

を両方やはりこの届け出事項の中に具体的に明示すべきじゃないかと思うのです。こういうことがこの届け出事項の中に入るべきものだ、こう思

う。そういうふうに予定しておるといふことであれば、この条文に私は正確に表現すべきじゃない

かと思うのですが、どうでしょうか。

○青木政府委員 先ほど御答弁申し上げましたのは現在考へておられる予定でございますが、この中で

特に燃料の種類、使用計画、硫黄含有率と書きま

したのは、ここに書いてございます「予定量をこ

えないこととするための措置」の一一番大きな手段

でございまして、いま一番問題になつております

が、これの汚染量を減らすための一一番大きな手段

としまして低硫黄化という問題がございまして、

そのためにはどういう硫黄含有率の燃料をたくか

うに使

ります。

○野間委員 終わります。

か

と

い

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

<p

活を営む生存権、この生存権と人間の生きる権利権とそれをから財産権、つまり憲法でいいますと二十九条と二十一条と人権が相矛盾した場合にどうするかといふのがこの問題の正しい態度じゃないか、こういうふうに思うわけですね。ですから命と財産、いわば企業の秘密、財産権、それと人権とが対立した場合に、これはまさしく人権を優先するという考え方が当然出てこなければならぬと思ふのですね。公共の福祉と財産権といふよりならない、そういう一つの対立物でものを考えることは間違ひだといふふうに思いますが、いかがですか。

くわかりませんけれども、しかし、やはり公共の福祉という概念のほうが個人の権利よりも優先する。そういうことが憲法の条文に幽然と書いてあるわけであります。そういう面から見ますと、個人的な諸権利よりも大衆全体のための保護とか利益とかいうようなものが優先されることがあるのだということを憲法で厳然と書いておるのであります。そして、正しくこの問題がこの問題に適用されるべきである。生きる権利ということば、あるいは権利、それはほんとうの権利としてどの程度確立されているか、私まだ勉強不十分ですけれども、今までの判例の取り扱い等から見ると、こういふ権利の対立の場合には、公共の福祉という、より上位の概念でこれを処理しているんじゃないかな、そう思います。

○野間委員 大臣、それは違うわけですよ。公共の福祉といふのは、それぞれの人权を外から内在的にどれだけチェックすることができるかといふ点から公共の福祉の概念といふものが打ち立てられたわけですよ。ですから、人権とそれに対する制限、これが公共の福祉なんです。そうではなうて、企業の秘密と公害という問題になりますと、まさしく生きる権利と財産権、これの対立物とされなければ誤りだというふうに私は考えるのです。ですから、いま大臣のおつしやるのは公共

○中曾根国務大臣　憲法二十九条に「財産権は、これを侵害してはならない。」「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」こういう条文がありまして、公共の福祉と財産権の問題もここに触れておるわけであります。それ以外に何条ございましてか、公共の福祉云々ということばがあつたところがあると思います。十二条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」それから第十三条においても、生命、自由、幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とする。こういうふうに公共の福祉ということが多いつもおおいからさつていてこれがやはり憲法の各条章をおおつてはいる一つの基本原理ではないかと思うのです。これが適用されるべきではないかと私は思います。

○野間委員　やはりそれはおかしいですよ。人権を外からどれだけ制限していくか、チェックできるか、この立場としてできたのが公共の福祉なんですね。いまのテーマの根本的な対立というのはやはり人間の生存権とそれから企業の秘密、つまり財産権ですね。これを対立物としてとらえなければ誤りなんですね。そういう二つが対立した場合に、当然人間の生きる権利を優先させ、こういう考え方を持つてもらわなければ、私は本法の對行にあつても十分そういうことが生かされないと思うのです。そうでなければ、命と財産とがどうか調和するという関係にしかとらえられないと思うのです。この点について、さらに大臣の憲法との勉強を少しお願いしたいと思います。

きのうに引き続いでは私は質問を続けたいと思いますが、本法が既存の工場については適用され

い、のことなんですね。これはたいへん私は問題になると思うのです。きのうも例をあげましたけれども、たとえば川崎とがあるいは府中、ここでは独自に会社と企業との間で緑化協定を結んで、そしていろいろと手だてを講じておる。だから、やろうと思えば既存の工場についても一定の割合の緑地を設ける。こういうことはできると思うのです。ところが、本法では、このような既存の工場については全くこれは適用されないことになつておるわけですね。きのうもその点についてかなり質問をしたわけですから。さらにはあらためて既存の工場についてなぜ緑地の割合をつくらないのかというあたりについて、大臣の御答弁を求めていいと思います。

地を買ひ増しまして緑地をつくるような場合あるいは周辺がある綠地化計画を持つような場合等々チャンスをつかんで行政指導していくたいと思つております。

○野間委員 結局せんじ詰めてみれば、要するに、既存の工場についてはさまざまの困難が伴うので緑地をとることができない。こういうふうに私は答弁の中から伺うわけですがれども、それはそのとおりでしようが、そら、たとえば実際その地域で苦しんでおる住民が地方自治体につぶさに実情を訴え、また、地方自治体がその現場に来て何とかというようなことで個別的な協定を結んで少しでも改善をしていく、こういう積極的、前向きな姿勢でいくこと、こういうところがいま出てきておる、こういうふうに思うのです。国としては、このような末端の地方自治体が一生懸命努力しておるにもかかわらず、国自身が積極的にこういう方策で今まできたといふことはないと私は思うのです。しかも、既存のもの、いまほんとうに被害をこうむつておるそういうものをはつておいて、このような新しいものだけに適用するといふところに行政の欠陥があると私は思うのです。ですから、もつと積極的になぜやれないのか、いまの答弁によりますと、とにかく既存のところも規制しようと思えば基準がゆるくなる、こういう話がありましたがけれども、これは規制の技術上の問題で、これは従前のものも新しく建てるものも区別すべきじゃないと思いますが、かりに万一百歩譲つたとしても、たとえば基準にある程度の彈力性を持たすというような方法で積極的に私はしてしかるべきだと思いますが、かりに万一百歩譲つたとしても、たとえば基準にある程度の弾力性を持たすというような方法で積極的に私はしてしかるべきだと思います。そうでなければ、要するに、今まで公害企業がどんどん環境やあらは人間の生命、健康を破壊していく、これで外へ外へとこれを出していく、このための国民なりあるいは住民の一つの心理的効果をねらうだけこういう工場の立地が困難だ、既存のものにはおかもりして、このようなものをつくつて、さらにのものにしかすぎないのじやないか、こう言わざ

るを得ないと思うのですが、ひとつ明快な答弁を願います。

○山下(英)政府委員 既存工場の実態は地域、業種、まことに多様でござります。四日市なり川崎等過密地帯の例をあげますれば、工場によつては現在建蔽率は六割といふことでござりますが、それ一ぱいもしくはいろいろな事情でそれをこえておるような敷地内密集のところがございます。そ

○野間委員 私は融資のことを聞いておるのじやないのですよ。こういうふうに既存のものについてもやはり規制していくなければだめだ。末端の地方自治体では苦労しながらやつておるのです。そういう姿勢の問題を私は聞いておるのです。

これにせよといふことはいろいろな支障をもたらしますので、従来の行政指導を強化し、かつこの法律が施行されれば、それによつて大いに促進をいたしますけれども、法律上の規制は避けよう、こういうことでござります。自治体が緑地化協約をしておるのに対しても中央政府がほつておるわけではございませんで、現在でも、緑地化に対する対応でも低利融資をしておるわけでござります。

先ほど川崎とか府中の例をあげましたけれども、さらに聞いておる例からいいますと、神戸製鋼の加古川の製鉄所、ここではグリーン作戦、こういふことで工場の緑化を進めまして、付近住民から期待されておる、こういう報告も私は受けとおるのです。ただこの場合には、グリーンベルトの幅が五十メートル、非常に少ない、工場の全敷地の一〇%前後、これが目標である、こういふふうに私は聞いておるわけです。しかし私は、企業としてはこれだけのものを既存のものがやるということは、それなりに評価していくと思うのです。しかも、この工場立地法、これを適用されるのは零細企業じゃない。小企業じゃないわけです。ですから、既存のものについてもやる気があるね。

ればこれはできると思うのです。それをやらないところに今度の工場立地法のねらいといふのですから、それがくさいものにはあたをしてはうつております。そして住民感情をある程度やわらげるために単にこのような形だけのものをつくるにすぎないんじやないか、こういう疑惑を私は持つわけです。ですから、これは確かに行政指導といろいろお話をされますが、しかし行政指導といいましても、これは一定の基準もなければこれに従う義務もないわけですね。ですから、やはり法律的にこれを規制すべきである。既存のものに規制もできずにはたして今後の効果が保証できるか、私は非常に疑問に思います。さらに重ねて答弁を求めます。

○山下(英)政府委員 これは誤解なさっているはずはないと思いますが、既存工場でもその新增設をする場合にはこの法律が適用になります。ですから、そういうときにこの法律によって緑地化比率、環境施設等をつくらせるということがありますが、私どもはむしろこの法律が施行されますと、特にそういう意味も含めて準則を公表いたしましたので、現在御指摘の緑化協定 実は緑化協定等も私どものところに相当問い合わせがございましたして、今回国会で審議される原案はどうなるのか、準則はどうなるのかという問い合わせが多々ござります。そして地方公共団体から工場立地に關する相談が来ておりますが、そういう動きは準則発表とともに非常に促進されるだらうと思いますし、私どもも、罰則はございませんけれども行政指導を強化していきたいと思います。

反面、それではさらに一步踏み切ったらどうがなりますと、実際問題として、それでは一年以内にそろいやすく密集地帯に緑地をつくれるか、あるいは二年かかるかというようなことになると、今度は法律全体が結局において事情によって書き分けた法律にならざるを得ないと思います。私どもは、まず取り急ぎ新增設に関していくいう立法をお願いしたい、こういう考え方であります。

○山下(英)政府委員 これは誤解なさうで、思ひます。す。
ればこれはできると思うのです。それをやらないところに今度の工場立地法のねらいといふのですか、それがくさいものにはふたをしてはうつておいて、そして住民感情をある程度やわらげるために単にこのような形だけのものをつくるにすぎないんじやないか、こういう疑惑を私は持つわけですか。ですから、これは確かに行政指導といろいろ言われますが、しかし行政指導といいましても、これは一定の基準もなければこれに従う義務もなわけですね。ですから、やはり法律的にこれを規制すべきである。既存のものに規制もできずにはたして今後の効果が保証できるか、私は非常に疑問に思います。さらに重ねて答弁を求めま

すはないと思いますが、既存工場でもとの新增説をする場合にはこの法律が適用になります。ですから、そういうときにこの法律によって緑地化比率、環境施設等をつくるをさせるということがありますが、私どもはむしろこの法律が施行されますと、特にそういう意味も含めて準則を公表いたしますので、現在河指摘の緑化協定——実は緑化協定等も私どものところに相当問い合わせがございまして、今回国会で審議される原案はどうなるのか、準則もどうなるのかという問い合わせが多々ござります。そして地方公共団体から工場立地に関する相談が来ておりますが、そういう動きは準則発表とともに非常に促進されるだらうと思いますし、私どもも、罰則はございませんけれども行政指導を強化していきたいと思います。

○野間委員 かりに基準が万々違つたとしても、もふせると基準がゆるくなる、こう言わされました。基準がゆるくなるということは、既存の工場についても規制の網をかけることでも可能だということを述べておると思ふのです。したがつて、過渡的な現象としても、これはやはりある程度の割合が違つたとしても、これは当然法的な規制をすべきじゃないか。あなたがいまの答弁によつても、する条件はあるわけでしょう。ゆるくなる、だから新しく建てるものについて規制した、あなたはいまこういう答弁をしたわけですからね。これはどうですか。

○山下(英)政府委員 全国の既存工場を網羅しようとしましたら、一言でゆるくと申し上げます。たけれども、まことに多種多様な書き分けをしていかないといけないだらうと思います。地域によっていましても、その单なる地域だけではなくてその周辺の立地状況でも、一年待てばできるところと五年たつてもできないところもござります。しかもがつて、既存工場に園園してやるとなれば、数字による基準ということではなくて、ゆるいきついのかに、事情に即した立法技術をするのじゃないかと思ひます。

○野間委員 それは技術上の問題だと思うのです。確かに立法技術上技術は複雑かもわかりません。しかし、やる気があれば私はやれると思います。これに手をつけない。これは私は先ほど申し上げたように、今度の工場立地法、これはこれそのものの効果は私は期待はできません、この点を考えるわけです。

この問題について大臣にお聞きしますけれども、既存の工場についていま局長から答弁ありましたけれども、大臣はどのようにお考えになつておりますか。

○中曾根国務大臣 できるだけ広く適用することが望ましいと思いますけれども、この法律を適用するにあたりましては段階的に実施して、現実的であると持つた法律として考えていただいたほうがけ

○野間委員 それは技術上の問題だと思うのですが、たけれども、まことに多種多様な書き分けをしていいかないと、いけないだらうと思います。地域によっては、その單なる地域だけではなくて、その周辺の立地状況でも、一年待てばできるところと五年たつてもできないところもござります。しかがつて、既存工場を開闢してやるとなれば、数字による基準ということではなくて、ゆるいきついのかに、実情に即した立法技術を要するのじゃないかと思ひます。

こうである。こうじう考に基づいて今回は新設を主にしたわけであります。

○野間委員 今回はどうしたことですが、そろしますと、既存の工場についても近い将来においてこのような規制をお考えになつておるかどうか。いかがですか。

○中曾根国務大臣 将来は将来の問題として、成り行きを見ながら検討してみたいと思います。

○野間委員 どうも私は納得できません。

次に、重合汚染の問題に関するお聞きしたいと思ひますが、この法案によりますと、汚染物質の排出についての調査、届け出、勧告命令ですね。これから集中して立地される地区、それから指定地区にこれは限られておる。これから立地する工場であつても、指定地区からはすれば立地の段階での規制は受けなくて済む、こういう結果になるのじゃないかと思うのです。これでは非常に不徹底だと思います。この点どうお考えになるかといふことが一点と、指定地区とは一体どのようなもののが現に予定されているか、この点についてお答えを願いたいと思います。

○青木政府委員 この法律の対象といたしましての指定地区に限りました理由は、指定地区におきまして重合汚染が非常に生ずるわけでございまして、指定地区外の単独立地の工場につきましては、ある程度その企業において汚染の予測もつきますし、現行の公害防止諸法によつて十分その目的が達せられるからと考えたからでござります。

それから、指定地区は現在どういう地区を予定しているかということでございますが、これは今いたしましては、たとえば東苦小牧のような地区が将来想定されるわけでござります。もう一方は、現在ある程度集中して工場、事業場がございましても、今後なおそこに新規の工場が参つたり、あるいは増設が行なわれる可能性がある地区でございまして、たとえて申しますならば、鹿島

するの是一方法を勧告するわけですが、必ずしもその方法によらないで他の方法によつて実際の事態が解決されるならば、その場合も命令までかける必要はなくなるというふうに考えております。

○野間委員 ここにやはりまた抜け穴があると思うのです。勧告するけれども従わない、しかし命令までしない。そうしますと、やはりさまざまなもの実を設けて、かりに勧告までやつたところでこれが是正。改善されない、そういうことがこれが立地の段階で規制そのものがもうしり抜けになる、こういうことは必至だと思うのです。なぜ命令しないのですか。ほんとうに環境や命を大切にするという立場から出したとすれば、この場合でも当然するべきだと思いますが、どうですか。

○青木政府委員 勧告をいたします場合は、予想されるような重合性を避けるために、その企業に對しまして公害の防止施設の設置等の適当な手段を命ぜるわけでございまして、また、ある汚染負荷量を一定の限度内におさめるということを勧告するわけでございますが、こういうことが実質的に担保されない限り、命令をかけてその実効をあげるというふうになるのが当然だといふふうに考えております。

○野間委員 どうもよくわかりません。勧告しますね。従わない。命令しない。それじゃそのまま放置されるわけでしょう。別に制裁はありませんからね。それでいいのですが。もしそうだとすれば、これは立地の段階からしり抜けになるのじゃないか。なぜそこまで保護しなければならぬか、こういうことです。

○青木政府委員 若干説明が不十分だったかと思いますが、勧告をいたしました場合には、原則としては、従わない場合には命令をかけるわけでございます。ただ、例示で申し上げますと、ある公害防除施設をつくるべしといふ勧告をいたしました場合、公害防除施設をつくらなくても、たとえ

ば燃料を低硫黄化して同じ効果をあげますというような誓約を得まして、十分それが守れるという心証を得ました場合には、場合によりましては命令まで至らない場合もある、こういうことでござります。

○野間委員 だから申し上げているわけですよ。勧告されたけれども、これは除去しなくとも低硫黄を使えば是正される、だから命令は出さない、こういうことですが、そしたら、勧告したけれども、そのままの状態が結局低硫黄を使わない場合は続くわけでしょう。それを是正する措置、方法はあるのですか。

○青木政府委員 この法案の目的は、重合された汚染が生じないように勧告するわけでござりますから、そのためには、十分できるという確証がない限りは命令までいくわけございまして、それがもし守られない場合には、もう一つの担保としましては規制立法が当然ございますので、そちらのほうで罰則を受けるわけでござりますので、いずれにいたしましても、企業といたしましては、立地の段階でそういう指導をして、そういう指導の結果を担保できるような方策をとらなければならないという点は同一ではないかといふように考えております。

○野間委員 どうもよくわからないわけですよ。改善を命じて、いま具体的に低硫黄の問題が出ましたね。これをやれば除去しなくていいということでしょう。ところが、低硫黄は勧告したけれども使わない、そういう状態が放置された場合にどうして規制するかということです。

○青木政府委員 私どもが命令をかけないという場合には、そういう低硫黄の燃料をたくということが十分実施できるという確信がある場合に限りますし、またその担保といつましても直接公害規制立法がござりますので、それを使わぬ場合には、後におきまして排出規制違反ということで規制立法のほうで取り締まられるという二重のかんぬきがかかるおるわけでござります。したがい

まして、十分この効果は担保できるといふうに私どもは考えております。

○野間委員 もつとすなおに考えてほしいと思うのですが、原則としては、勧告いたしましては命令に至らない場合もあつては、結局やはり問題としては、既存工場については規制立法が当然ございますので、そちらのほうで罰則を受けるわけでござりますので、これは適用できない、規制していない。しかども、結局やはり問題としては、既存工場についてはこれで適用できません。

○野間委員 非常に不十分で、私は納得できません。きのうからいろいろお聞きしたわけですからね。

○野間委員 非常に不十分で、私は納得できません。きのうからいろいろお聞きしたわけですからね。

○浦野委員長 次回は、明後二十二日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○浦野委員長 次回は、明後二十二日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

るいは自主的なそういう住民の意見を開いた上でこのような規制を加えなければ、私はこれは不十分だ、こう考へざるを得ないと思うのです。

いろいろ質問しましたけれども、時間が来ましたので、一応これで終わります。

○浦野委員長 次回は、明後二十二日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○浦野委員長 次回は、明後二十二日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

商工委員会議録第二十九号中正誤

段行	誤	正
一 未 六 徵 収	不二家から	不二家なら
二 一 未 六 徵 収	責任	責任
三 二 四 貫 在	おる大豆	おる。とらふに使われておる大豆
四 二 一 未 六 徵 収	アメリカ産の	アメリカ産を
五 二 一 未 六 徵 収	アメリカ産を	アメリカ産を
六 二 一 未 六 徵 収	アメリカ産を	アメリカ産を
七 三 一 四 指 導 所 通 じ て	アメリカ産の	アメリカ産を
八 二 一 未 六 指 導 所 通 じ て	アメリカ産を	アメリカ産を